

第3次野洲市環境基本計画 (案)

2026(令和8)年
5月時点

目次

序章 第3次野洲市環境基本計画の策定にあたって	3
1 計画策定の背景・趣旨	3
第1章 基本的事項	5
1 計画の位置づけ・期間	5
2 計画の対象	7
3 計画の主体と役割	8
4 SDGs・MLGsとの関係性	9
第2章 現状と課題	10
1 野洲市の概況	10
2 前計画の取組状況	14
3 野洲市をとりまく環境の状況	26
第3章 計画の目標	43
1 計画の基本理念・環境像	43
2 基本目標	44
第4章 施策の展開	45
1 施策体系	45
2 具体的な施策内容	46
第5章 重点プロジェクト	59
1 重点プロジェクトの概要	59
2 重点プロジェクト	59
第6章 計画の推進と進捗管理	60
1 推進体制	60
2 進捗管理	61

序章 第3次野洲市環境基本計画の策定にあたって

1 計画策定の背景・趣旨

(1) 計画の背景・趣旨

野洲市環境基本計画は、2004(平成16)年に制定された野洲市環境基本条例に基づき、野洲市の環境を保全するための方針を定めたものです。本市では、2022(令和4)年3月に「第2次野洲市環境基本計画(改訂版)」(以下、前計画という)を策定し、各種取組を進めてきました。

前計画の期間が2027(令和9)年3月に満了を迎えること、また、国内外の新たな環境をとりまく動向や市の状況に対応するため新たに「第3次野洲市環境基本計画」(以下、本計画という。)を策定します。

(2) 環境に関する国内外の動向

① 持続可能な開発目標(SDGs)の実現

SDGsは、途上国に限らず先進国を含む全ての国に目標が適用される普遍性を持っています。また、目標となるゴールは、気候変動や生物多様性など環境と大きな関わりのある項目だけでなく、持続可能な消費や生産、教育、雇用など様々な分野についても掲げられており、目標を達成するためには環境・経済・社会のつながりを考え、ともに解決していく事が重要となっています。

滋賀県では SDGs の達成に貢献するものとして、2021(令和3)年7月1日(「びわ湖の日」40周年記念日)に琵琶湖版の SDGs、マザーレイクゴールズ(Mother Lake Goals, MLGs)を策定しています。

② ウェルビーイングの実現

国の第六次環境基本計画では、現在及び将来の国民一人一人の「ウェルビーイング／高い生活の質」の実現を環境政策の最上位の目標として掲げています。また、私たちが直面している地球の3つの危機(気候変動、生物多様性の損失、汚染)に対して、①カーボンニュートラル、②サーキュラーエコノミー(循環経済)、③ネイチャーポジティブ(自然再興)の総合的実現など、経済社会システムの変革と環境の質を上げることによって「循環共生型社会」を実現していく必要があることが示されています。

③ 地球の3つの危機への対応

■ カーボンニュートラル

地球温暖化について、2015(平成27)年12月にフランスで開催された「気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)」で「パリ協定」が採択され、「1.5℃目標」(世界の平均気温上昇を産業革命以前と比べて2℃未満に抑えるとともに、1.5℃まで抑える努力を追求する)が世界全体の目標として掲げられました。

国では、この目標の達成に向けて令和7(2025)年2月に地球温暖化対策計画を閣議

決定しており、2050(令和32)年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「カーボンニュートラル」の実現に向けて、2030(令和12)年度、2035(令和17)年度、2040(令和22)年度において、温室効果ガスを2013(平成25)年度からそれぞれ46%、60%、73%削減することを掲げています。

また、世界の平均気温は上昇傾向にあり、1970年以降、過去2000年間のどの50年間よりも気温上昇は加速しています。世界気象機関(WMO)によると、2024(令和6)年が観測史上最も暑い年となり、世界の平均気温が工業化前と比べて約1.55℃上昇と、単年ではあるものの初めて1.5℃を超えたことが発表されました。世界の平均気温の上昇は、日本を含め、極端な高温、海洋熱波、大雨の頻度と強度の増加を更に拡大させ、それに伴って、森林火災、洪水、干ばつ、暴風雨による被害が更に深刻化することが懸念されています。

■サーキュラーエコノミー(循環経済)

世界では急激な人口増加や経済発展、都市化によって資源の大量生産・消費が広がりつつあり、資源の制約や食品ロス、海洋ごみやマイクロプラスチックによる生物や漁業、観光などへの影響といった問題が発生しており、これらの問題を解決するために、循環型社会の実現が国際的な共通目標となっています。

国では、2024(令和6)年8月には第五次循環型社会形成推進基本計画が閣議決定され、廃棄することを前提にしないで、資源を循環させながら活用していくことを前提にした経済システム「循環経済(サーキュラーエコノミー)への移行」を国家戦略として位置付け、気候変動対策、生物多様性保全、資源制約、経済安全保障、地方創生などの課題を同時に解決することを目指しています。

■ネイチャーポジティブ(自然再興)

私たちが生きる現代は「第6の大量絶滅時代」ともいわれ、今回の大絶滅は過去5回発生した大絶滅より、種の絶滅速度は速く、その主な原因は人間活動による影響と考えられています。

国においては、生物多様性の損失速度はこれまでの取組により低下傾向にあるものの、損失を止めるには至っていないとされています。

2023(令和5)年に閣議決定された「生物多様性国家戦略2023-2030」では、生物多様性の損失を止め、回復させていくという「ネイチャーポジティブ」の考え方を示し、実現に向けて、2030(令和12)年までに、陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする「30by30目標」を示しています。この目標の実現に向けて、2023(令和5)年4月から民間企業や地域の団体などによる生物多様性の保全の取組を促進するために、民間などの取組によって生物多様性の保全が図られている区域を「自然共生サイト」として認定する仕組みがスタートしています。

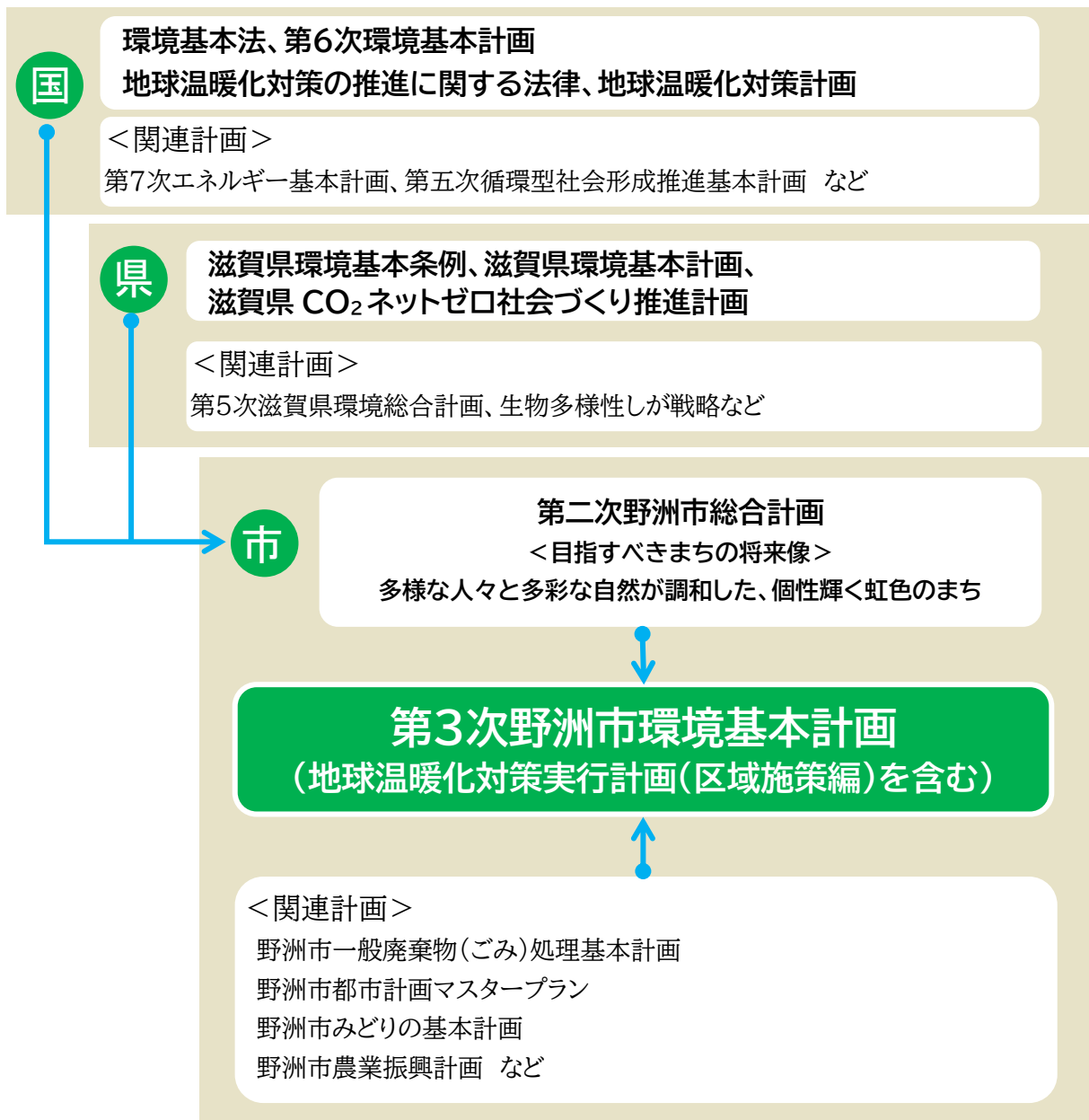
第1章 基本的事項

1 計画の位置づけ・期間

(1)計画の位置づけ

本計画は、「野洲市環境基本条例」第8条の規定に基づき、野洲市の自然環境や生活環境、また地球環境を対象として、目標とする将来像の実現のために、進めていくべき取組の方針を定めたもので、野洲市の豊かな自然環境及び良好な環境の保全に関するもっとも基本的な計画です。市の上位計画である「第2次野洲市総合計画」に掲げた施策の方針について、環境面から具体化するものであり、個別に施行されている計画・施策との整合性を図りつつ、市の環境に係るすべての施策の基本的な方向を示すとともに、その取組を誘導する役割を担うものです。

なお、本計画の地球温暖化対策に関する分野については、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条に基づく「地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」としても位置づけます。



【本計画の位置づけ】

(2) 計画の期間

計画の期間は、2027(令和9)年度から2036(令和18)年度までの10年間とします。

ただし、社会情勢の変化や環境関連法規の状況等により、環境問題に関する目標や施策方針などを見直す必要が生じた場合には、必要に応じて改定するものとします。

2022~2026 (令和4~令和8)年度	2027~2036 (令和9~令和18)年度
第2次野洲市環境基本計画(改訂版)	第3次野洲市環境基本計画

2 計画の対象

本計画においては、以下の環境の範囲を対象とします。

区分	対象
地球環境	地球温暖化対策
循環型社会	リサイクル、廃棄物処理、漂着ごみ、水や資源の循環 など
自然環境	川、琵琶湖、里山、動植物、農地 など
生活環境	騒音、振動、大気汚染、水質汚濁、悪臭、土壌汚染、環境美化、緑化、景観、化学物質、不法投棄 など
協働によるまちづくり	環境教育、環境活動、環境マネジメント、情報発信、連携 など

(各区分をイラストで示す予定)

3 計画の主体と役割

本計画の推進主体は、野洲市環境基本条例第4条から第6条に提示する「市」「市民(市民団体)」「事業者」の三者とします。

各主体が以下に示す役割を果たしながら、互いに連携・協働して計画を推進するものとします。

【各主体の役割】

主 体	役 割
<p>市の役割 (野洲市環境基本条例 第 4 条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○市は、野洲市環境基本条例の基本理念にのっとり、自ら率先し豊かな自然環境及び良好な環境の保全に取り組むとともに、市民及び事業者の取組に対して支援するように努めます。 ○市は、環境基本計画に基づき、豊かな自然環境及び良好な環境の保全に関する施策を実施します。
<p>市民(市民団体) (野洲市環境基本条例 第 5 条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○市民は、野洲市環境基本条例の基本理念にのっとり、自らの意識の変革及びその日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めます。 ○市民は、豊かな自然環境及び良好な環境の保全に積極的に取り組み、市が実施する施策に参画し、協力します。
<p>事業者の役割 (野洲市環境基本条例 第 6 条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○事業者は、野洲市環境基本条例の基本理念にのっとり、自らの社会的責任を認識し、その事業活動に伴う環境の保全上の支障を防止し、その事業活動に伴う環境への負荷の低減に努めます。 ○事業者は、市及び市民が実施する豊かな自然環境及び良好な環境の保全に関する活動に積極的に参画し、協力します。

4 SDGs・MLGsとの関係性

2015(平成27)年9月、国連総会において、SDGs(持続可能な開発目標)を掲げる「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。これは全ての国がともに取り組むべき共通の目標で、2030(令和 12)年に向けた 17 の目標と 169 のターゲットを設定し、誰一人取り残さない社会の実現を目指し、経済・社会・環境といった広範な課題について、統合的に取り組むことを掲げています。本計画では、市民(市民団体)、事業者、行政などあらゆる主体が、それぞれの立場のもとで、協働しながら良好な環境を次世代に引き継ぎ、持続可能な社会を構築するための目標や具体的な取組を示し、実践することを目的としています。この具体的な施策や取組を SDGsと関連付け、考え方を活用することで、環境施策を広い視野で効果的に展開し、さまざまな課題の解決を推進します。



【SDGsロゴと 17 の目標アイコン】

出典：国際連合広報センター

また、滋賀県は琵琶湖版の SDGs としてマザーレイクゴールズ(MLGs)を設定しています。MLGs は、琵琶湖を切り口として、環境と人の暮らしの関わりに着目した13の目標からなり、MLGs に取り組むことで、SDGsの達成に貢献することができます。

本計画では MLGs も併せて関連付け、SDGsの達成を目指します。



【MLGsロゴと 13の目標アイコン】

出典：滋賀県

第2章 現状と課題

1 野洲市の概況

(1)地形

本市は、滋賀県の南部に位置し、日本最大の湖である琵琶湖に面しています。市域は、東西が約10.9km、南北が約18.3kmに広がり、面積は琵琶湖を含めて80.14 km²あります。

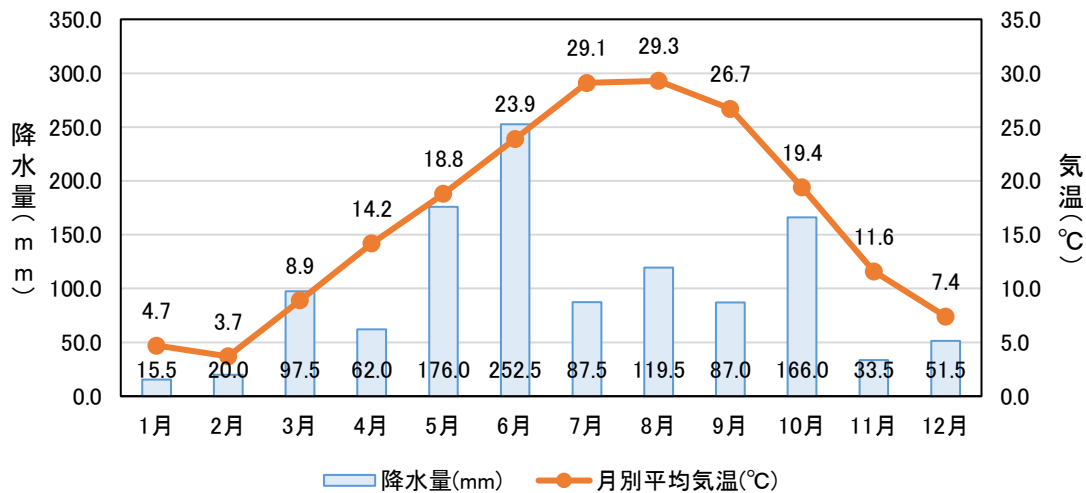
本市の地形は、おおむね低地で構成されており、南東部においては、三上山や菩提寺山、妙光寺山、鏡山等の山地や丘陵地が広がっています。

水系については、本市の西側の守山市との境界には野洲川があり、東側の近江八幡市との境界には日野川があり、それぞれ淀川水系の一級河川となっています。また、家棟川などが田園地帯を流下して琵琶湖に注いでおり、良好な景観や環境に恵まれています。

(2)気候

本市の気候は、気候の漸移地帯に位置し、変化に富んだ気候で北陸と瀬戸内気候の特色が共存した気候が特徴で、比較的温暖で雨量の少ない地域です。

気象庁が設置している大津観測所のデータによると、2025(令和7)年の月別平均気温及び降水量の推移は以下のようになっています。年平均気温は16.5℃であり、年間降水量は約1,169mmとなっています。月間平均気温は最高が8月の29.3℃、最低が2月の3.7℃となっており、月間降水量は6月が最も多く252.5mmとなっています。

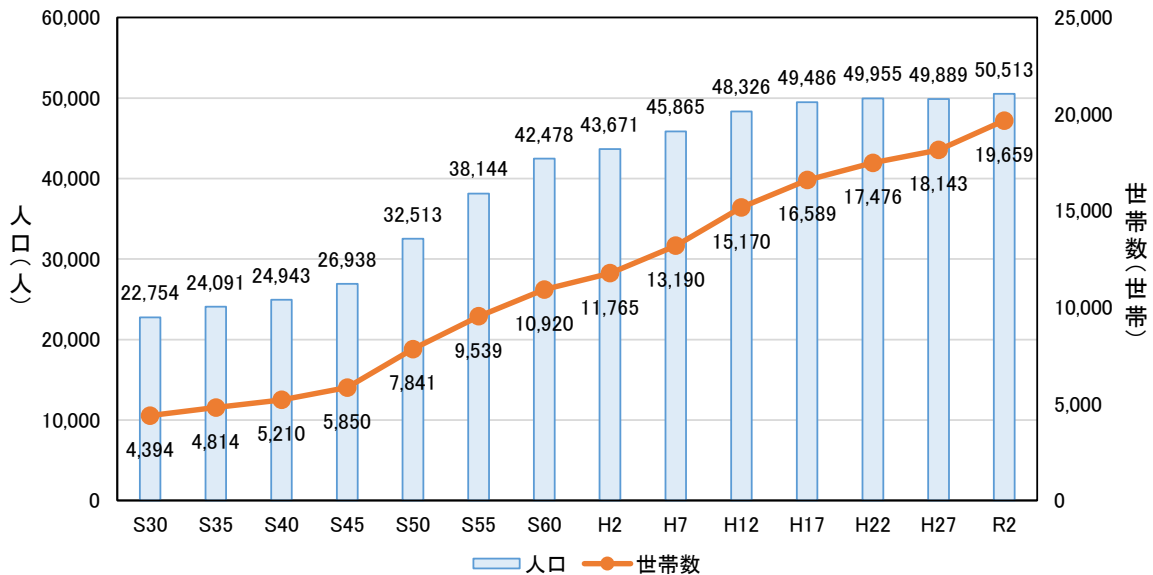


【月別平均気温及び降水量の推移(2025年)】

出典:大津アメダス観測所気象データ

(3)人口・世帯数

国勢調査によると、2020(令和2)年度現在、本市の人口は50,513人となっており、2015(平成27)年度に僅かに減少しましたが、再び増加しています。また、世帯数は19,659世帯となっており、増加傾向となっています。

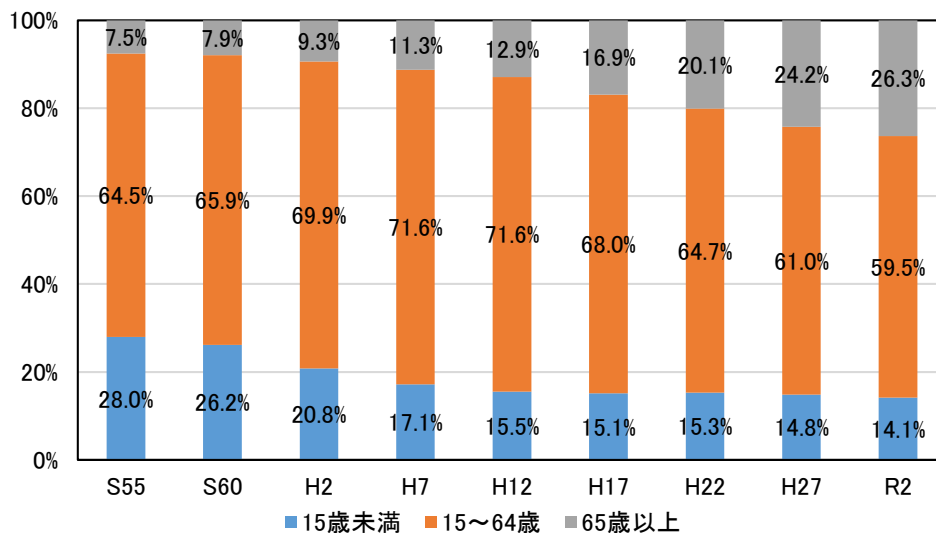


【野洲市の人口・世帯数の推移】

出典:国勢調査

(4)年齢別構成

年齢別の構成は、2020(令和2)年度現在、15歳未満が14.1%、15～64歳が59.5%、65歳以上が26.3%となっており、65歳以上の割合が年々増加し、15歳未満と15～64歳の割合が年々減少する少子高齢化の傾向が見られます。

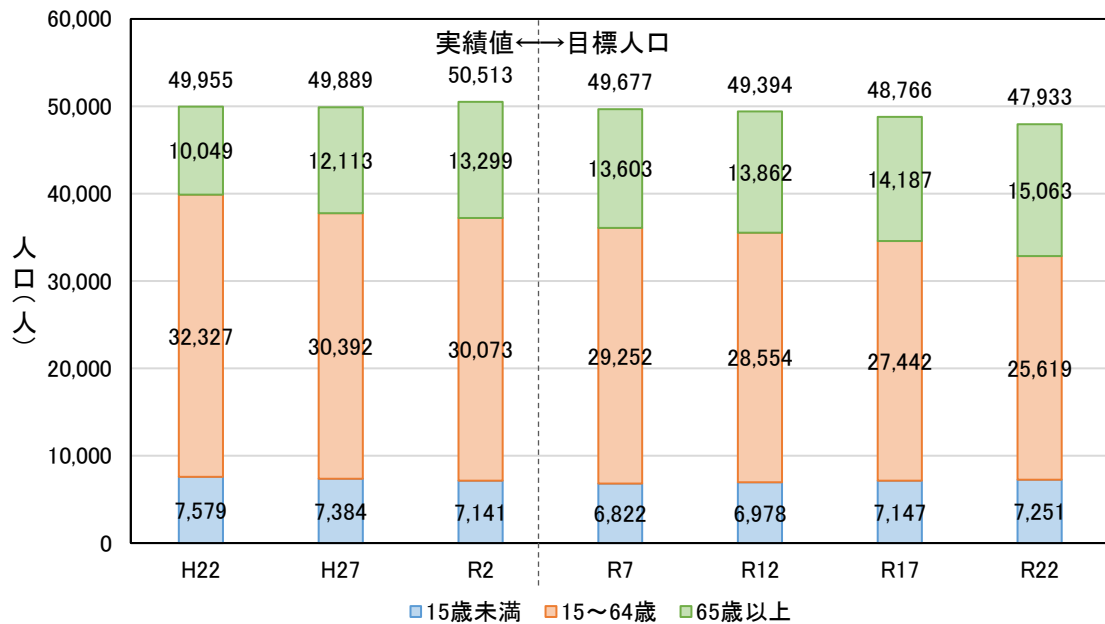


【野洲市の年齢別構成の推移】

出典:国勢調査

(5)目標人口

本市では、第2次野洲市総合計画(改訂版)で掲げる目標人口が実現した場合でも、人口の年齢構成は15～64歳が減少し、65歳以上が増加する見込みとなっています。一方で、15歳未満は2030(令和12)年度以降増加する見込みとなっています。



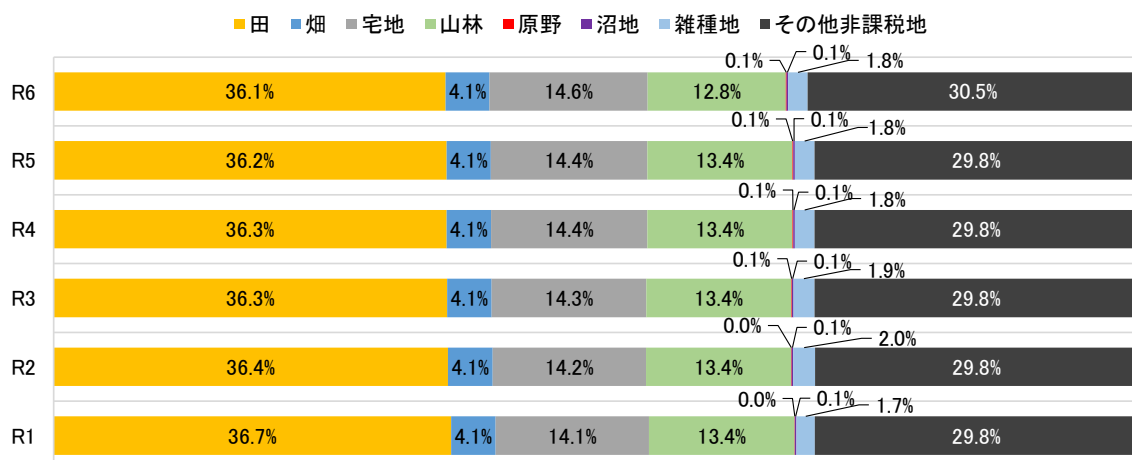
【野洲市の年齢別の目標人口】

出典:実績値 国勢調査
目標人口 第2次野洲市総合計画(改訂版)

(6)土地利用

2024(令和6)年度における地目別土地利用状況を見ると、田が36.1%で最も割合が高く、次いで、その他非課税地が30.5%、宅地が14.6%と高くなっています。

地目別土地利用状況の推移をみると、田が減少する一方で宅地の割合が増加しています。

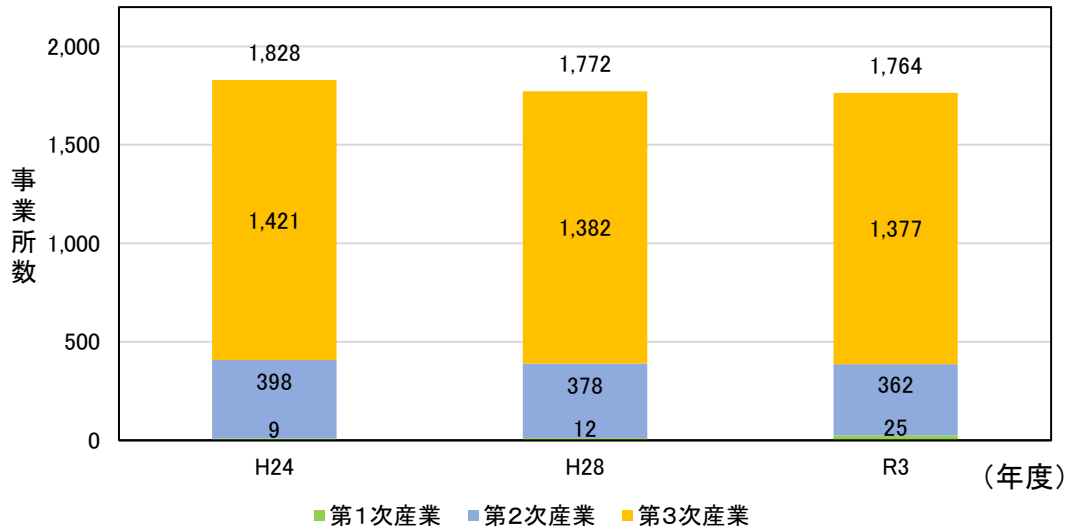


【野洲市の土地利用の推移】

(7)産業構造

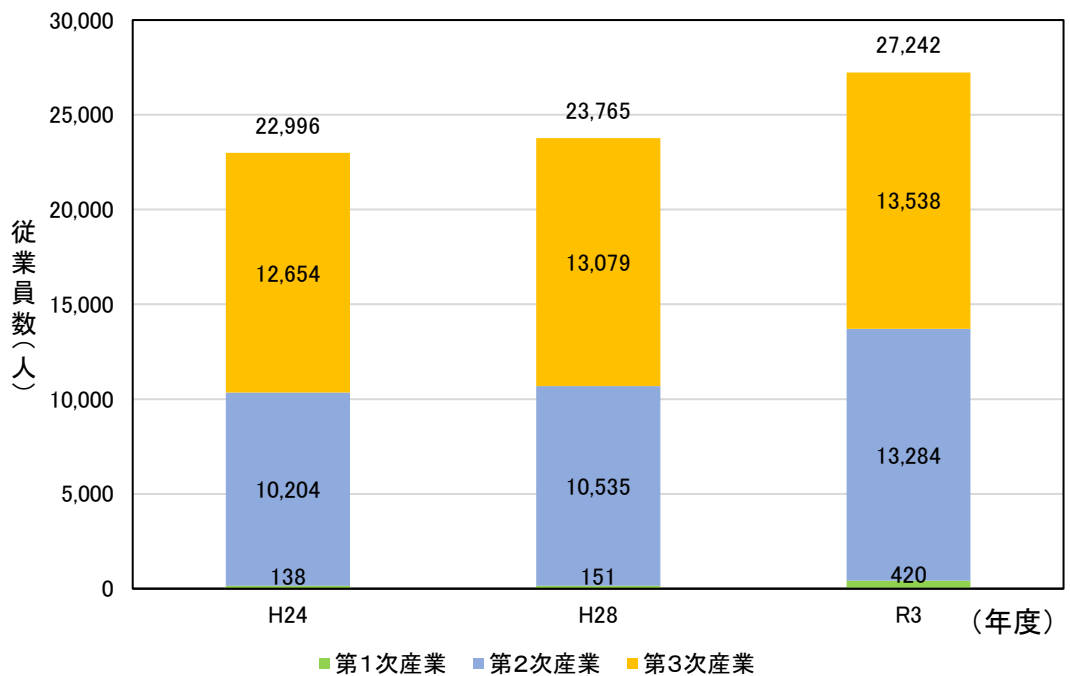
事業所数の推移は2012(平成24)年度以降減少傾向にあります。

また、従業員数は2021(令和3)年度現在が最も多くなっており、第2次産業と第3次産業がほぼ同数となっています。



【野洲市の事業所数の推移】

出典：経済センサス活動調査



【野洲市の従業員数の推移】

出典：経済センサス活動調査

2 前計画の取組状況

第2次野洲市環境基本計画(改訂版)

①取組の実施状況

前計画では、計画を推進するために、以下の12の重点プロジェクトを中心に取組を実施しています。

前計画の取組状況について、重点プロジェクト単位で取組成果と課題を整理しました。また、本市の環境保全活動を支える環境基本計画推進会議「水と緑・安心の野洲」(愛称: えこっち・やす、以下「えこっち・やす」という。)をはじめとする環境保全団体の取組成果や課題なども併せて整理しました。

【各重点プロジェクトの取組成果概要と課題(1/2)】

重点プロジェクト	取組成果	課題
プロジェクト全般	<ul style="list-style-type: none"> 全てのプロジェクトで取組を実施することができた。 	<ul style="list-style-type: none"> 一部のプロジェクトで、記載していた取組が実施できなかったものがあり、それらについて、対応を検討する必要がある。 各プロジェクトで担い手や後継者の確保をしていく必要がある。
①健康で快適な暮らしを守るプロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> 大気・水質調査等を実施した。 環境保全協定を提携した事業者に対して環境研修を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> 環境保全協定の未締結事業者には、本社の方針で協定締結が困難な場合があり、これへの対応を検討する必要がある。
②きれいなまちを守るプロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> 不法投棄対策や美化活動の推進に取り組むことができた。 	<ul style="list-style-type: none"> クリーンパトロールによる巡視や清掃活動等を引き続き継続する必要がある。
③まちなかの緑づくりプロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> 計画的・定期的な整備により緑を保全することができた。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後人口減少・少子高齢化が進む中、公園のあり方について、地元自治会と協議のうえ、検討する必要がある。 県立高等専門学校の開校及びMIZBE ステーション構想との連携を図る必要がある。
④ごみの資源化プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> 「ごみ」を「資源」として循環させるための取組が実施できた。 	<ul style="list-style-type: none"> 資源化の推進に向けた広報やチラシ等による周知を継続する必要がある。 さらなる取組の普及に向けて、エコ・アクション・ポイント事業との連携を検討する必要がある。
⑤ごみ減量プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> 「ごみ」を減量させるための取組が実施できた。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続きごみの減量に取り組む必要がある。

【各重点プロジェクトの取組成果概要と課題(2/2)】

重点プロジェクト	取組成果	課題
⑥地球温暖化対策推進プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ・温室効果ガス削減に向けた取組や再生可能エネルギーの導入を推進することができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・次世代型自動車やエコドライブの普及、国道8号バイパスの早期実現に向けた取組については未実施となっており、次期計画における取組の記載の必要性を含め対応を検討する必要がある。 ・地球温暖化対策に向けた取組として、デコ活を普及する必要がある。
⑦みんなが親しむきれいな川づくりプロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ・水環境を保全することができた。 ・ピワマスを戻す取組は、様々な立場で協働して取り組んでいるモデルとして、県内外から注目されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な清掃活動は精力的に実施されているが、参加者は横ばいであるので、参加者確保に向けた広報が必要である。
⑧里山を守り育てるプロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ・里山を保全するための取組が実施できた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・参加者の拡大だけでなく、担い手として活動に参加してもらえる工夫が必要である。
⑨びわ湖を守ろうプロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ・ヨシ群落の植栽や湖岸清掃などの実施により琵琶湖の保全ができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な清掃活動は精力的に実施されているが、参加者は横ばいであるので、参加者確保に向けた広報が必要である。
⑩環境にやさしい農地の活用プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全型農業の推進や有害鳥獣対策により、農地の保全に取り組むことができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「環境保全型農業直接支払交付金」の対象作物の大豆が一部取組で支援対象外となったことから、環境こだわり農産物として取り組む栽培面積が大幅に減少した。大豆を支援の対象となる他の取組で推進することや、引き続き対象作物である水稻の栽培面積を拡大していく必要がある。
⑪みんなで環境学習プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ・年間を通して学習の機会を設け、市民への啓発を実施できた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校等への出前講座の回数が減少しており、学校を含め、他団体への発信を積極的に行う必要がある。
⑫環境活動支援プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページや広報での情報発信や環境フェスタを実施し環境活動団体への支援に取り組むことができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境フェスタ以外の場で活動情報の発信や活動団体の支援を進める必要がある。 ・今後も参加者数および認知度を高め、今後の人材発掘につなげるため、多様な手法で情報発信を続ける必要がある。

【えこっち・やすの取組成果概要と課題等(1/2)】

活動団体	取組状況	主な課題・要望など
やす緑のひろば	<ul style="list-style-type: none"> ・やす緑のひろばは35人で活動。 ・野洲川の自然の森の整備として、毎月3回、荒廃した竹林の竹を伐採し、実生若木を育て樹木の森に変遷させて、地域の憩いの森、子供達の自然体験の森、そして生物にもやさしい自然の森にし、次世代に引き継げるように整備を実施。 ・子供たちの自然体験支援・教育支援として、年に3,4回中学生の職場体験や子供を対象としたイベントを実施して、自然に対する理解を深める機会を提供。 ・自然・山部会と整備活動を協働で実施している。 ・街なかの緑化推進として、年1回の剪定子技術講習会や年20回程度の公共施設の緑化支援を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・主要活動参加メンバーが高齢化し、継続が危ぶまれることへの対策が必要である。 ・市民と協働する機会を増やしてほしい。
自然・山部会	<ul style="list-style-type: none"> ・自然・山部会は26人で活動。 ・里山保全の山作業として、毎月4回、約10人で林道・登山道の整備や史跡の保全・整備、倒木・枯れ木の除去、野生のミツバツツジ林の整備、草刈り、谷川の整備などを実施。 ・木工クラフトとして、年に2回、コミセンやクリーンセンターで伐採木や木の実を準備し木工クラフトを実施。 ・里山の自然散策として、春や秋に里山に登ったり、山裾の自然観察をしたり、遺跡観察をしている。 ・一般市民を募集し、登山イベントや古墳群探索や藤のつるなどを使った工芸を実施。 ・やす緑のひろばと協力し、竹やぶの整備やタゴガエルの生息調査、森林組合との森林整備を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・活動参加メンバーが高齢化し、継続が危ぶまれることへの対策が必要である。
祇王井川・中の池川の清流を守る会	<ul style="list-style-type: none"> ・祇王井川・中の池川の清流を守る会は9人で活動。 ・毎月(11～2月を除く)1回、祇王井川と中の池川の清掃を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・活動参加メンバーが高齢化し、継続が危ぶまれることへの対策が必要である。 ・健全な環境を目指し、市民の環境保全活動の参加のための積極的な働きかけが必要である。

【えこっち・やすの取組成果概要と課題等(2/2)】

活動団体	取組状況	主な課題・要望など
エコ資源部会	<ul style="list-style-type: none"> ・エコ資源部会は3人で活動。 ・廃食油の回収は月に1回、600～700L回収していて、廃食油からリサイクルした粉石鹼のサンプルを配布している。 ・リユースの普及はクリーンセンターで実施。不要になった家具や食器などを展示・リユースしており、粗大ごみ・燃えないゴミの削減に貢献。 ・出前講座として①エコキャンドル(廃食油を活用したキャンドル作り)、②ペーパーアート(色紙をミキサーで攪拌し、ちぎり絵のように乗せ絵を描く)を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・活動参加メンバーが高齢化し、継続が危ぶまれることへの対策が必要である。 ・リユースについて、食器など小物類が集まりにくいことや車で持ち込む以外の手段がないことを踏まえ、収集方法を検討していく必要がある。 ・廃食油の取組について、今後市の回収に移行したい。
ごみ減量プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ減量プロジェクトは5人で活動。 ・ごみゼロ大作戦として年に2回、駅前や市民病院、コミセン等の周辺道端のごみ拾い・分別・処分を実施しており、以前よりごみが減った場所もある。 ・フードドライブとして、年に2回、市役所やコミセン、図書館において収集ボックスを設置し、収集した食品を生活困難者支援に役立てている。 ・環境に優しい買い物キャンペーンとして、10月に店内店舗にて、食品ロスや買い物バッグ持参などの啓発活動を実施。また、チラシと啓発ロゴ入りティッシュを配布し、食品ロスにつなげている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・活動参加メンバーが高齢化し、継続が危ぶまれることへの対策が必要である。 ・環境に優しい買い物キャンペーンについて、現状にあった取組について考えていく必要がある。

②指標の達成状況

前計画では、基本目標の達成に向けて、施策の進捗を評価する24の指標を設けています。数値を把握できる最新年度の目標の達成状況について、達成した指標が16、未達成の指標が8となっており、一部の指標で達成できていませんでした。

【指標の達成状況】

基本目標	施策の方針	指標数	24の指標の達成状況			
			達成した指標	未達成の指標	未達成の指標	
					目標が未達成の8の指標の進捗状況	
基本目標1 安全で快適な生活環境づくり	1-1 大気環境・水環境の保全	2	2	0	進展が見られる	0
					横ばい	0
					進展が見られない	0
	1-2 生活環境の保全	2	1	1	進展が見られる	1
					横ばい	0
					進展が見られない	0
	1-3 環境美化の推進	1	0	1	進展が見られる	1
					横ばい	0
					進展が見られない	0
	1-4 まちなかの緑化	2	1	1	進展が見られる	1
					横ばい	0
					進展が見られない	0
基本目標2 循環型社会・脱炭素社会づくり	2-1 3Rの促進	2	2	0	進展が見られる	0
					横ばい	0
					進展が見られない	0
	2-2 廃棄物の適正処理	1	1	0	進展が見られる	0
					横ばい	0
					進展が見られない	0
2-3 地球温暖化への対策	5	4	1	進展が見られる	0	
				横ばい	1	
				進展が見られない	0	
基本目標3 里山から琵琶湖へつながる自然環境づくり	3-1 生物多様性の維持・向上 3-3 河川・琵琶湖の保全	2	1	1	進展が見られる	0
					横ばい	0
					進展が見られない	1
	3-2 里山の保全	2	1	1	進展が見られる	0
					横ばい	0
					進展が見られない	1
3-4 農地の保全	2	1	1	進展が見られる	0	
				横ばい	0	
				進展が見られない	1	
基本目標4 環境学習の推進による市民活動の促進	4-1 環境学習の推進	1	0	1	進展が見られる	0
					横ばい	0
					進展が見られない	1
	4-2 環境活動団体等への支援 4-3 普及・啓発の担い手の育成・継承	2	2	0	進展が見られる	0
					横ばい	0
					進展が見られない	0
24の指標の達成状況・未達成の8の指標の進捗状況		24	16	8	進展が見られる	3
					横ばい	1
					進展が見られない	4

目標が未達成だった8の指標について、未達成となった理由および見直しの方向性を以下に示します。

【目標が未達成だった指標の見直しの方向性(1/2)】

点検 番号	1-2	1-3	1-4	2-3
指標	環境保全協定 締結事業所数	ごみの 不法投棄件数	市民一人当たり の都市公園面積	市域の電気使用 量に対する、市域 での再生可能エ ネルギー設備に よる発電電力量 の割合
策定時	91% (107 件)	214 件 (平成 23~27 年度の平均)	8.07 m ² (平成27年度)	6.8% (平成30年度)
目標	100%	減少	8.5 m ²	36~38% (令和12年度)
現状	95% (106/111 社)	267件	8.25 m ²	8.1%
未達成 の理由	未加入事業所に 対し協定締結を 促したものの締 結に至らなかった ため	発見による件数 であるため	3,000m ² 以上の 開発がなく、公園 配置の数値が伸 び悩んだため	太陽光発電の導 入が伸び悩んだ ため
見直し の 方向性	対象企業数が頭 打ちであり、今後 増える見込みが ないこと、また、未 締結事業所の締 結が難しいことか ら、廃止とする	令和5年で監視 員による件数は 終わり、現在クリ ーンパトロールに よる件数に変わっ たが、発見による 件数で実情と異 なる可能性がある ため見直す必要 がある	今後到達する少 子高齢化を見据 え、面積を増やす のではなく、需要 に合った緑の充 実が必要となるた め見直す必要が ある	太陽光パネルの 増加率に依存し ているため、見直 す必要がある

【目標が未達成だった指標の見直しの方向性(2/2)】

点検 番号	3-2	3-3	3-4	4-1
指標	里山学習会・体験 イベント等実施 回数、参加者数 (のべ)	環境学習会・体験 イベント等実施 回数、参加者数 (のべ)	環境こだわり農 産物の栽培面積	出前講座等(省エ ネ・リサイクル関 連)実施回数、 参加者数(のべ)
策定時	16回・511人 (平成23~27 年度の平均)	53回・1,763人 (平成23~27 年度の平均)	997ha (平成27年度)	17回・642人 (平成23~27 年度の平均)
目標	維持	維持	維持	継続
現状	12回・388人	7回・905人	528ha	3回・78人
未達成 の理由	コロナを契機に減 少、近年は回復 傾向にある	コロナを契機に参 加者が伸び悩ん でいるため	大豆が補助金対 象外になったこと などから面積が 減少	周知は行ってい るものの3回に留 まった
見直し の 方向性	回数・参加者は回 復傾向にあるも の、類似する指 標(里山保全活動 実施回数、参加 者数)があること から、見直す必要 ある	対象となるイベン ト等の把握が難し いこと、河川・琵琶湖の保全への 結びつきが見え にくいことから見 直す必要がある	現状の把握方法 では目標値の達 成が難しいことか ら見直す必要が ある 環境こだわり農 産物ではなく、有 機農業栽培面積 で把握を続ける	利用されない原 因(講座の内容と 需要の不一致、 市と学校等のマッ チング不足など) を把握し、目標値 を見直し継続す る

野洲市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)

①取組の実施状況

前計画では、計画を推進するために、以下の3の重点プロジェクトを中心に取組を実施しています。

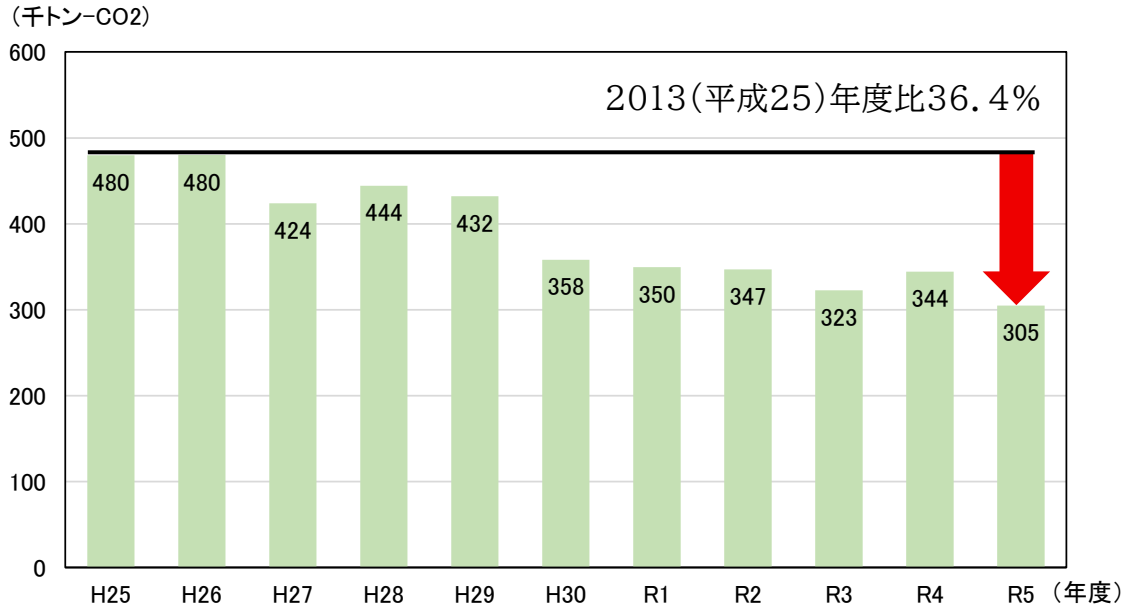
【各重点プロジェクトの取組成果概要と課題】

重点プロジェクト	取組成果	課題
①可燃ごみを減らそうプロジェクト	<p>【食品ロス削減の啓発】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・店頭啓発2回および広報等による啓発を実施した。 ・フードドライブを実施し、211kgを回収した。 <p>【ダンボールコンポストの普及】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普及講座を6回実施した。 <p>【雑紙分別の啓発】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境学習会等で3回実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も継続して実施する必要がある。
②環境学習推進プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度から、市内の団体や事業所等が開催する環境分野の学習会等への講師派遣を行い、また経費の一部を市が負担する事業(野洲市環境学習支援事業)を開始した。 ・令和6年度実績は1件。 ・令和7年度は5件を目標に啓発活動を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・実績拡大に向けてさらなる啓発などを進める必要がある。
③エコ・アクション・ポイントプロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年7月1日から、事業を開始し、令和6年度末の登録者数は272名。 ・令和7年度は登録者数900名を目標に事業啓発活動を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ポイントの対象を拡大するなどさらなる取組・啓発などを進める必要がある。

②排出量の達成状況

前計画では、温室効果排出削減目標を「2030(令和12)年度において、本市から排出する二酸化炭素を2013(平成25)年度比46%削減」としていました。

把握できる最新年度2023(令和5)年度の市域の温室効果ガス総排出量は305千トン-CO₂であり、基準年度(H25)比36.4%減となり、目標値には至っていませんが、基準年度と比較して減少しています。



【温室効果ガス排出量の推移】

資料:自治体排出カルテ(環境省)

③指標の達成状況

前計画では、基本方針の達成に向けて、施策の進捗を評価する11の指標を設けています。数値を把握できる最新年度の目標の達成状況について、達成した指標が7、未達成の指標が4となっており、一部の指標で達成できていませんでした。

【指標の達成状況(1/3)】

基本方針	1	2		
指標	市域の電気使用量に対する、市域での再生可能エネルギー設備による発電電力量の割合	公共施設における二酸化炭素排出量	電子化した行政手続き数	環境学習出前講座等実施回数
策定時	7.8% (令和4年度)	6,439.7 t (令和3年度)	107件 (令和4年度)	8回 (令和4年度)
目標	36~38% (令和12年度)	5,734.1 t (令和9年度)	50件 (令和7年度)	17回 (令和8年度)
現状	8.1%	5,191 t (令和5年度)	175件 (令和6年度)	3回 (令和6年度)
未達成の理由	太陽光発電の導入が伸び悩んだため	—	—	周知は行っているものの3回に留まった
見直しの方向性	太陽光パネルの増加率に依存しているため、見直す必要がある	—	—	利用されない原因(講座の内容と需要の不一致、市と学校等のマッチング不足など)を把握し、目標値を見直し継続する

【指標の達成状況(2/3)】

基本方針	3			
指標	JR 野洲駅 乗降客数	コミュニティバス 年間利用者数	市民一人当たり の都市公園面積	河辺林保全活動 参加者数(のべ)
策定時	24,256 人 (令和4年度)	65,115 人 (令和4年度)	8.2㎡ (令和4年度)	462人 (令和4年度)
目標	31,000 人 (令和7年度)	58,000 人 (令和7年度)	10㎡ (令和12年度)	404人 (令和8年度)
現状	27,190 人 (令和5年度)	66,252 人 (令和6年度)	8.25 ㎡ (令和6年度)	572人 (令和6年度)
未達成 の理由	—	—	3,000㎡以上の 開発がなく、公園 配置の数値が伸 び悩んだため	—
見直し の 方向性	環境基本計画と 統合されるため、 指標としては廃止 し、必要に応じて 状況を把握する	—	今後到達する少 子高齢化を見据 え、面積を増やす のではなく、需要 に合った緑の充 実が必要となるた め見直す必要が ある	—

【指標の達成状況(3/3)】

基本方針	3	4	
指標	里山保全活動参加者数(のべ)	一人当たりの一般廃棄物排出量	リユースステーション利用者数
策定時	371人 (令和4年度)	735.9g/人・日 (令和4年度)	245人 (令和4年度)
目標	346人 (令和8年度)	719.58g/人・日 (令和10年度)	121人 (令和8年度)
現状	479人 (令和6年度)	699.0g/人・日 (令和6年度)	278人 (令和6年度)
未達成の理由	－	－	－
見直しの方向性	－	－	－

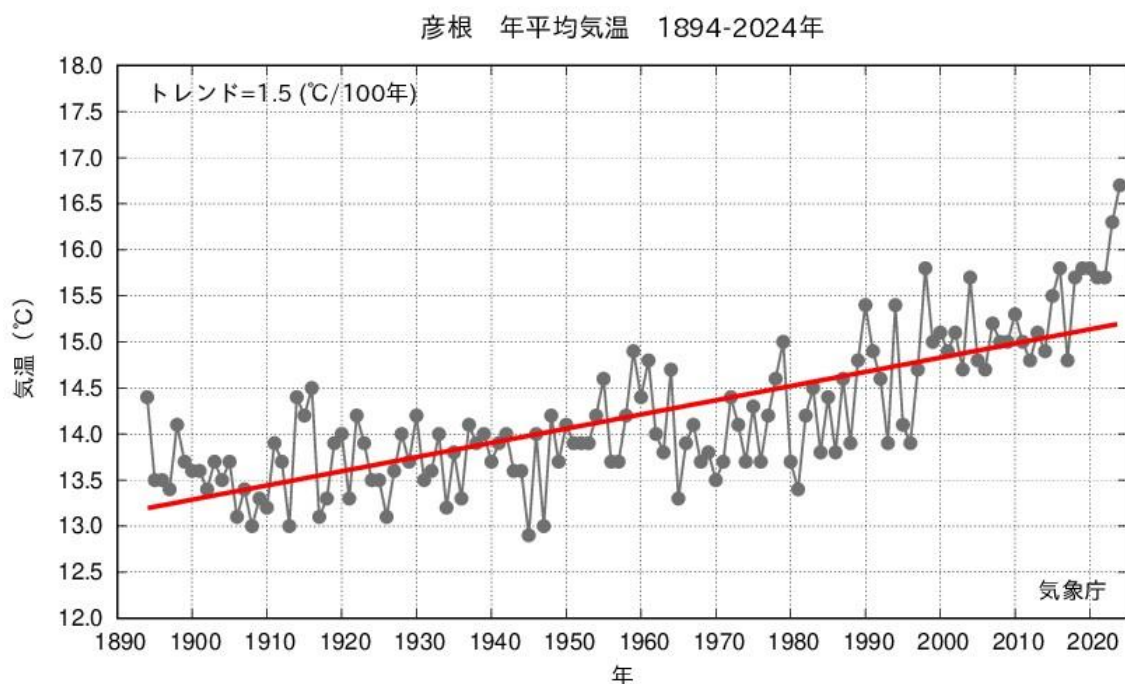
3 野洲市をとりまく環境の状況

脱炭素社会に関すること

①これまでの気候の変化

気候変動適応情報プラットフォームの気象観測データの長期変化の傾向によると、滋賀県の代表地点である彦根の年平均気温は100年あたり1.5℃上昇しています。

また、滋賀県の気象変化の将来見通しをまとめた「滋賀県の気候変動」(2025(令和5)年3月、彦根地方气象台)によると、21世紀末(2076～2095年)の彦根の平均気温は20世紀末(1980～1999年の平均)と比べて最大約4.4℃上昇、猛暑日日数が1日から約25日に、熱帯夜日数が3日から約54日に増加することが予想されています。また、約1時間の降水量が50mm以上の発生回数や日数の増加も予想されています。



【気象観測データの長期変化の傾向】

資料：気候変動適応情報プラットフォーム

[<https://adaptation-platform.nies.go.jp/data/jma-obs/index.html>]2026/4/6に確認

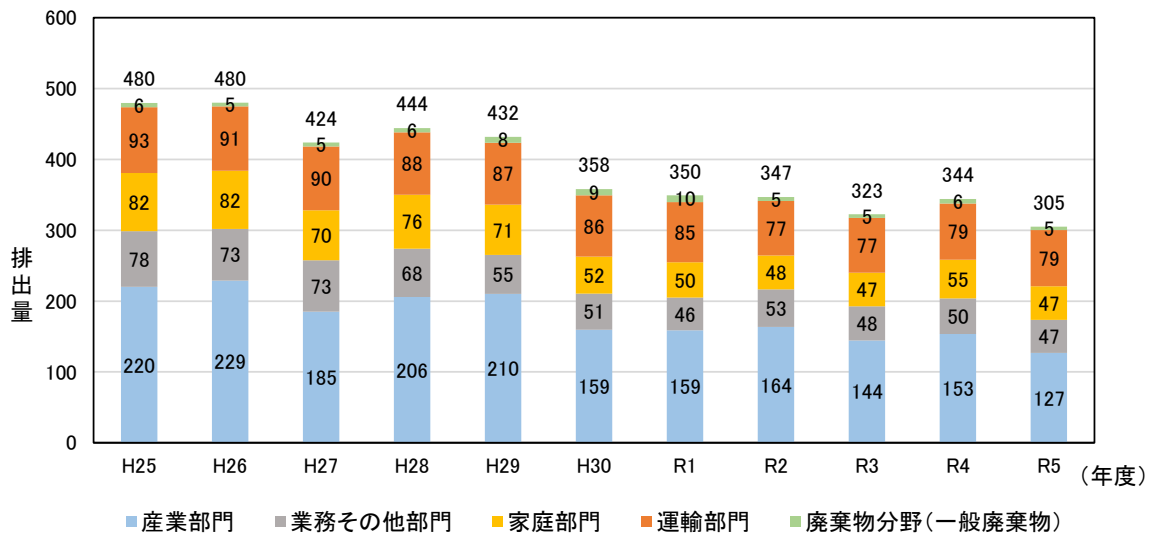
②温室効果ガス排出量の排出状況

本市の2023(令和5)年度の温室効果ガス総排出量は、305千トン-CO₂となっており、2013(平成25)年度から36.4%減少しています。排出量削減ペースは、2018(平成30)年度以降鈍化しています。

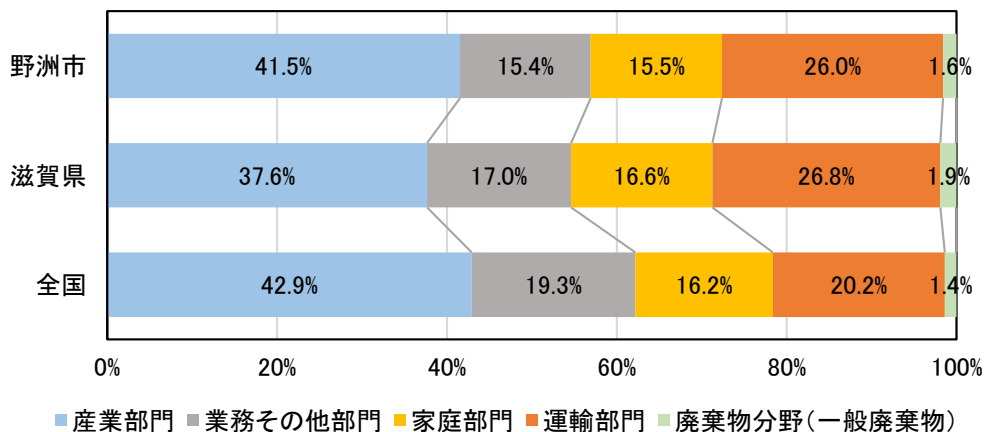
部門別では、産業部門からの排出量が最も多く全体の41.5%を占めています。次いで運輸部門(自動車)が26.0%と多くなっています。

温室効果ガス排出量について、県と比較すると、本市は産業部門の占める割合が高い一方で、業務その他部門や家庭部門の占める割合が低くなっています。

(千トン-CO₂/年)



【温室効果ガス排出量の推移】



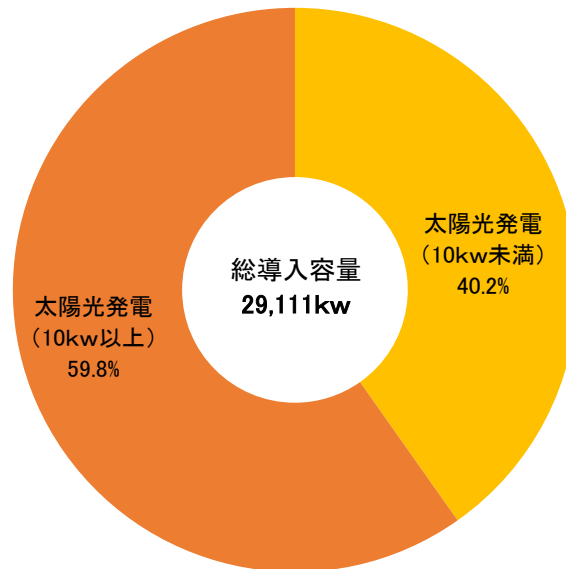
【排出割合の比較(R5)】

資料:自治体排出カルテ(環境省)

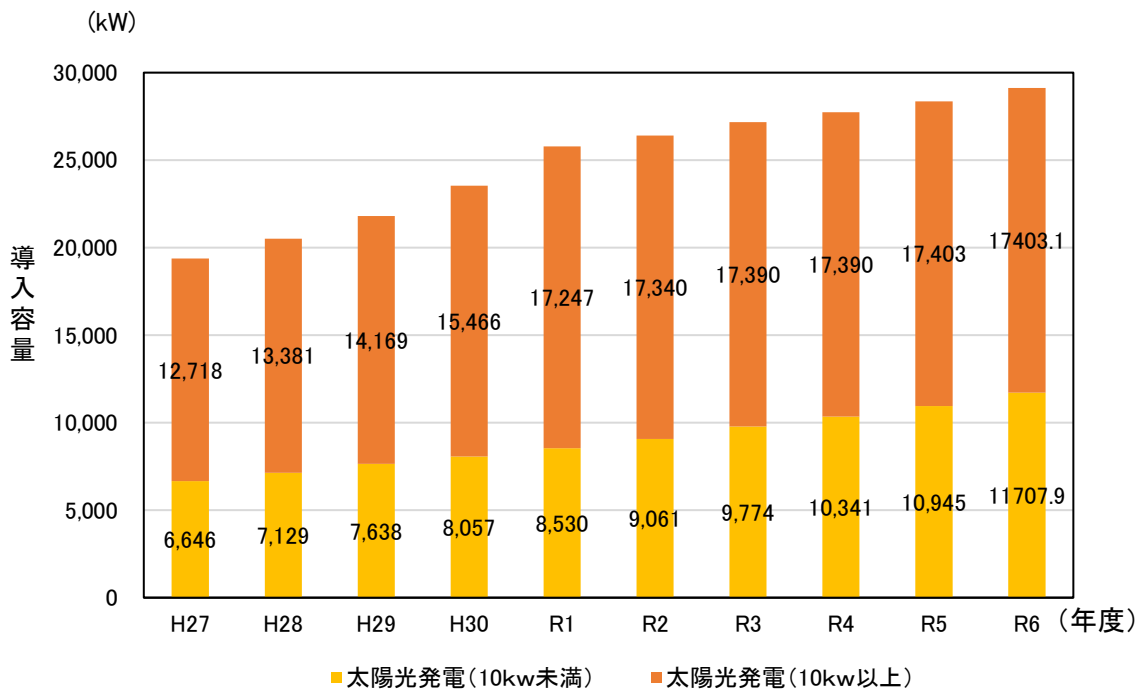
③新エネルギーの導入状況

■再生可能エネルギーの導入状況

再生可能エネルギー固定価格買取制度に基づく本市の2024(令和6)年度の再生可能エネルギーの導入容量は29,111kwとなっています。導入されている再生可能エネルギーの種類としては、太陽光発電(住宅用・産業用)のみとなっており、導入容量は増加傾向にあります。



【再生可能エネルギー導入容量(R6)】



【再生可能エネルギーの導入容量の推移】

資料:自治体排出カルテ(環境省)

■水素エネルギーの導入

滋賀県では、産業分野の脱炭素化に向けて、電化の難しい領域である熱利用等における水素エネルギーの利用促進のため、企業等と連携し「しが水素供給拠点形成コンソーシアム」を設立しており、本市もメンバーとして参加しています。

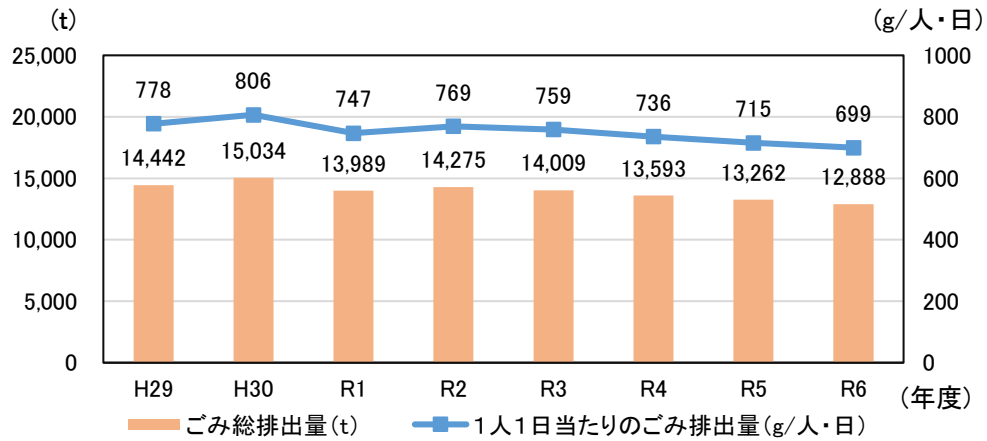
脱炭素に関する課題

- 避けられない猛暑や台風等への対策として、気候変動適応法に基づく「適応策」を推進する必要があります。
- 2050年カーボンニュートラルを見据えた新たな目標を検討する必要があります。
- 温室効果ガス排出削減に向けて水素の活用など脱炭素イノベーションを推進する必要があります。

循環型社会に関すること

①ごみ排出量の推移

本市の2024(令和6)年度のごみ総排出量(家庭系ごみと事業系ごみ排出量の合計)は、12,888t となっており、減少傾向にあります。また、1人1日当たりのごみ排出量についても、699g/人・日となっており、緩やかな減少傾向にあります。

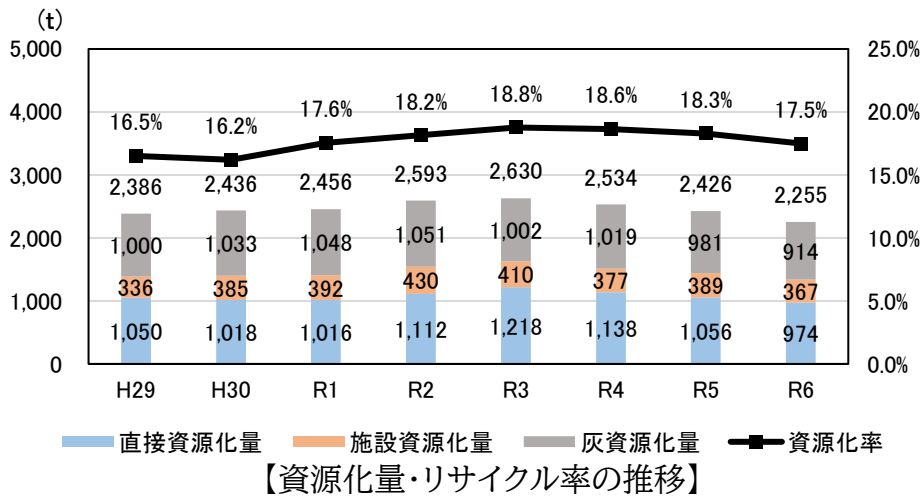


【ごみ排出量の推移】

資料:野洲市

②資源化の状況

本市の2024(令和6)年度の資源化量は2,255tで資源化率は17.5%となっており、リサイクル率は増加傾向にあります。



資料：野洲市

③マイクロプラスチックの状況

滋賀県では、2019(令和元)年に琵琶湖の湖底ごみの実態把握を行っています。調査ではプラスチックごみの割合が体積比で約7割となっており、湖底ごみにプラスチックごみが多いことが分かっています。

また、プラスチックごみの内訳は、袋類、農業系プラスチックごみが多く、回収した湖底のプラスチックごみには、長期間残留しているものも分かっています。

循環に関する課題

- ごみを出さず循環を促す行動の普及が必要となっています。
- 食品ロス削減や生ごみの資源化を促進する必要があります。
- プラスチックの使用削減・資源化などマイクロプラスチック対策を進める必要があります。

自然共生に関すること

①自然特性

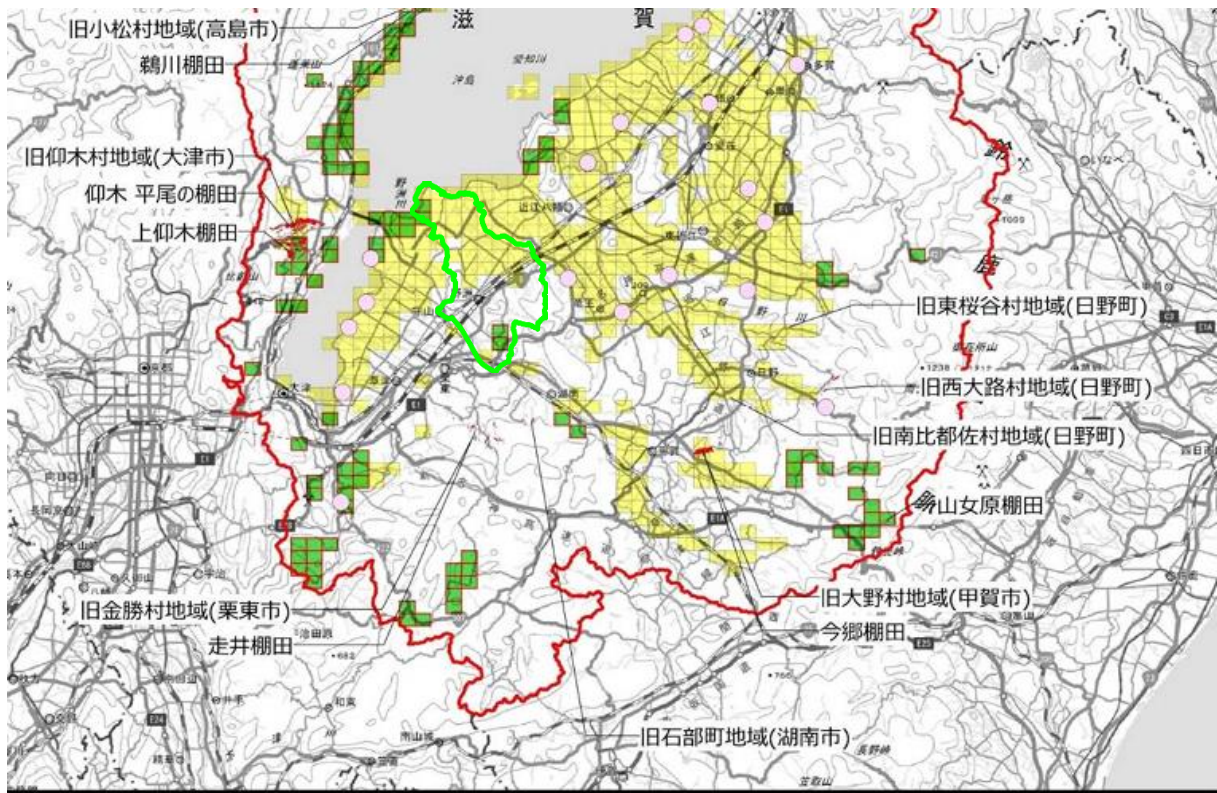
本市は、東南部の三上山から妙光寺山、鏡山等によって形成する山地部と、山地から琵琶湖に向かって緩やかに広がる平坦地で形成されています。

山地部には三上・田上・信楽県立自然公園、希望が丘文化公園、近江富士花緑公園等が立地し、貴重な自然環境が保全されているとともに、レクリエーションとしても活用されています。

平坦地は野洲川・日野川等で形成された沖積平野、野洲川右岸の扇状地には市街地が形成されており、平坦な三角州は農地として利用されています。

琵琶湖湖岸周辺には吉川緑地公園、ビワコマイアミランド、マイアミ浜オートキャンプ場等の自然公園やレジャー施設が立地しており、本市の貴重な自然がレクリエーションとして活用されています。

湖辺から里山にかけては、農地や水路、河川、ため池、里山など多様な環境が隣接しています。こうした場合は、多様な環境の存在を示す「さとがわ指数」や「さとやま指数」が高く、サシバやニホンイシガメ、トンボ類など、水辺と陸地を行き来する動物をはじめとした生きものの生息・生育環境のポテンシャルが高くなっています。



凡例

- さとがわ指数の高いメッシュ
- さとやま指数の高いメッシュ
- ガンカモ類の越冬箇所

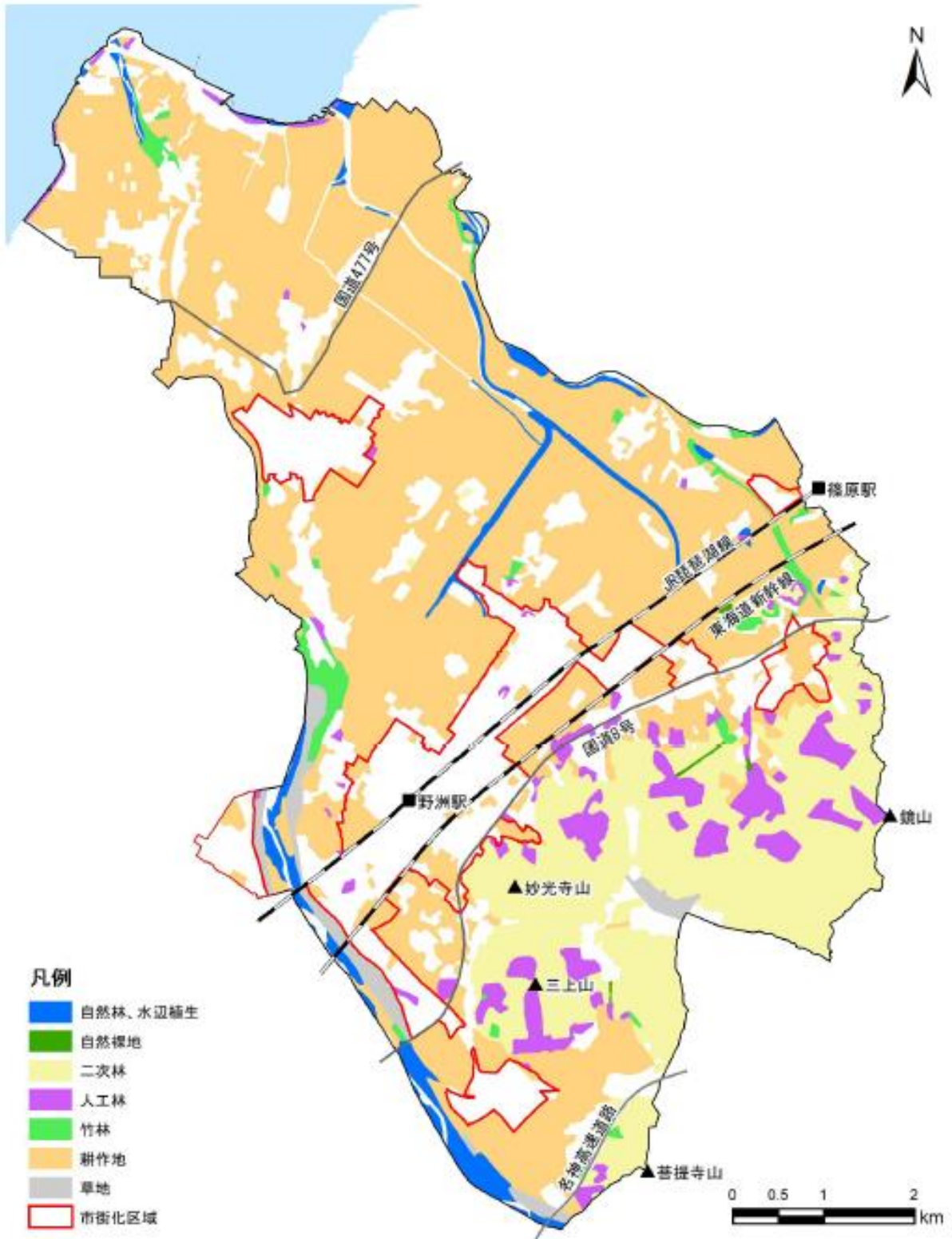
- 指定棚田地域・日本の棚田百選
- 野洲市周辺

0 5 10 15 20km



【さとがわ・さとやま指数の高いメッシュ図】

資料:生物多様性しが戦略 2024(滋賀県) さとがわ・さとやま指数の高いメッシュ図を一部加工



【現存植生図】

資料：野洲市みどりの基本計画

②希少な動植物

最新の「滋賀県で大切にすべき野生生物～滋賀県レッドデータブック2020年版～」によると、県内で絶滅危惧種(絶滅の危機に瀕している種)、絶滅危機増大種(絶滅の危機が増大している種)または希少種(存続基盤が脆弱な種)は866種にのぼっています。

本市においても琵琶湖の固有種であり、準絶滅危惧種に指定されているビワマス(サケ科)の生息が確認されており、市街地でビワマスの遡上が見られるなど県内でも珍しい地域となっています。

この希少なビワマスを保全するため、本市では2015(平成27)年に市民・企業・行政・専門家で構成するプロジェクト「家棟川・童子川・中ノ池川にビワマスを戻すプロジェクト」を結成し、ビワマスの産卵床造成や落差工における魚道設置、違法採捕の監視等に取り組んでいます。

(ビワマスの写真)

③しが生物多様性取組認証制度

県では、生物多様性の保全と自然資源の持続的な利活用に取り組む事業者を認証することにより、その取組を「見える化」し、認証事業者のブランド価値の向上に資するとともに、社会経済活動において生物多様性に配慮することの重要性について普及啓発を図ることを目的として、「しが生物多様性取組認証制度」を設け、認証しています。

2025(令和7)年度現在、本市では下記の4事業者がこの認定を受けており、生物多様性保全に向けた様々な取組を進めています。



【しが生物多様性取組認証マーク】

資料:滋賀県ホームページ

【しが生物多様性取組認証制度認定事業者等一覧】

認定者名	取組概要
京セラ(株) 滋賀野洲工場	京セラでは、「社会との共生、世界との共生、自然との共生」という、共に生きることをすべての企業活動の基本においており、野洲工場では、常緑高木からなる樹林を主とした緑地を整備し、また琵琶湖の約5000分の1の池をつくり、地域の淡水魚の育成や、滋賀県の木「紅葉」の植栽等により、緑化・環境に対し積極的な活動を行っています。
滋賀県生活協同組合連合会	滋賀県生活協同組合連合会では、「まなびあい・つながりあい・つたえあい、びわ湖をたいせつにして、誰もが平和で安心してらせる社会の実現をめざします」という理念に基づいてびわ湖を擁する滋賀の生協として「びわ湖を保全する活動」や「びわ湖の水源を大切にする活動」に積極的に取り組んでいます。
生活協同組合 コープしが	コープしがでは、身近な環境に関心を持ち、体験やさまざまな学びの中から気づき、「私が大切にしたいくらし方」を考えることを提案しています。 具体的には、「びわこたいせつ」活動として湖と生息する様々な動植物を大切に「コープの森」「魚のゆりかご水田」「生き物観察会」「びわこ清掃ウォーク」など、地域、組合員とともに取り組んでいます。また事業では、「県内産商品」や「環境こだわり農産物」などを推進しています。
(株)エムケイシイ	古民家を利用したビオトープ作りをしており、生物多様性保全に挑戦しています。

資料:滋賀県ホームページ

④野生鳥獣・外来種

高齢化などによる狩猟者の減少や遊休農地の増加などによりニホンジカ、イノシシ、ニホンザル、カワウなど野生鳥獣の生息数の増加や分布域拡大が懸念されています。本市においても山裾の一带で、イノシシによる水稻、大豆、野菜類に被害が出ているほか、掘り起こしによる畦の被害が増加しています。

農林水産業などへの被害等の低減や自然環境の保全とともに、個体群の安定的な維持を目的に、本市では21種の野生鳥獣を対象に滋賀県西部・南部地域鳥獣被害防止計画を策定しており、捕獲や防護柵の設置などの対策を行っています。

県では、外来生物法に基づき、オオクチバス(通称ブラックバス)やオオバナミズキンバイなどの生態系や農林水産業などに被害を及ぼす外来種の駆除に取り組んでいます。さらに、「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例」に基づき、外来生物法の対象になっていないハクビシンやスクミリングガイなど19種類を「指定外来種」に指定し、飼養の届出を義務づけ、野外に放すことを禁止しています。

本市においても、セアカゴケグモやオオキンケイギク、ヒラズゲンセイなどの特定外来生物・外来生物の生息・生育を確認しており、駆除や啓発による分拡大防止などに取り組んでいます。

⑤農業

本市の農家数(農業経営体数)は2020(令和2)年時点で約550経営体、農地面積は約2,157haとなっており、経営耕地面積の大半が水田で、30a区画を基本としたほ場が、広がりを持った美しい田園景観を形成しています。また、湖岸地域など一部地域では、野菜の施設栽培も盛んに行われています。

本市では、魚のゆりかご水田や冬期湛水管理等の生物多様性に効果の高い環境保全型農業の推進に向けて、関係機関と連携し「農地・水・環境保全向上対策事業」を推進するとともに水稻及び大豆、特産作物栽培者のエコファーマー化の支援を行っています。

また、農林水産業等における資源を、まちづくりに生かすための施設の整備や、地産地消を進めています。

このほか、農業に対する理解を深め、自然とふれ合い、土に親しみ、市民相互の交流の場として、市民農園を設けています。

自然共生に関する課題

- ビワマスをはじめとする貴重な生きものや自然の保全を進める必要があります。
- 貴重な自然を保全するだけでなく、教育や観光への活用を進める必要があります。
- 生物多様性の保全に向けて野生鳥獣害や外来生物対策を強化する必要があります。
- 琵琶湖・河川流域などにおいては国・県・近隣自治体との連携を強化する必要があります。

安全で快適な生活環境に関すること

①公園・緑地

2020(令和2)年度における本市の都市公園の整備状況は、16箇所、41.68haが開設済みで、人口一人当たりの面積は8.14㎡となっています。一人当たりの都市公園面積について、国・県と比べると県平均(8.98)・国平均(10.6)をやや下回る水準となっています。

地域ふれあい公園や児童遊園、農村公園を含めた都市公園等の合計は170箇所、63.14haが開設済みで、人口一人当たりの面積は12.34㎡となっています。

このほか、市の南部に広がる山林は、風致地区や自然公園区域、保安林区域等に、市の中央部から琵琶湖にかけての平野部は、農業振興地域農用地区域に指定されています。

【都市公園等の整備状況】

			整備量		一人当たり面積 ㎡/人	
			ヶ所	面積 (ha)		
住区 基幹 公園	街区公園	街区公園	10	1.63	0.32	
		近隣公園	1	1.20	0.23	
		地区公園	0	0.00	0.00	
	都市基 幹公園	総合公園	0	0.00	0.00	
		運動公園	1	14.90	2.91	
	基幹公園計			12	17.73	3.46
	特殊公園	風致公園	風致公園	0	0.00	0.00
			動植物公園	0	0.00	0.00
			歴史公園	0	0.00	0.00
			墓園	1	4.10	0.80
			その他	0	0.00	0.00
	広場公園			0	0.00	0.00
	広域公園			0	0.00	0.00
	緩衝緑地			0	0.00	0.00
	都市緑地			1	2.10	0.41
	緑道			0	0.00	0.00
都市林			0	0.00	0.00	
県公園(緑地)			2	17.75	3.47	
都市公園計			16	41.68	8.14	
地域ふれあい公園			142	17.70	3.46	
児童遊園			4	0.84	0.16	
農村公園			8	2.92	0.57	
都市公園等計			170	63.14	12.34	
行政区域人口(人)			51,176		R2.4.1時点	

資料:野洲市みどりの基本計画

②景観

本市は琵琶湖や里地里山といった優れた自然景観を有するだけでなく、多数の銅鐸が出土することから「銅鐸のまち」として知られ、他にも古墳群や神社仏閣など豊富な歴史・文化遺産を有することから歴史・文化を感じられる優れた景観にも恵まれています。

三上山から妙光寺山、鏡山などに連なる山地、丘陵地は風致地区などに指定されており、美しい山並みが保全されているとともに、その裾野は集落や田園などと一体となった里地里山の景観を形成しています。

琵琶湖の湖岸には、マイアミ浜、あやめ浜などの白砂青松の砂浜があり、良好な湖岸景観を形成しています。

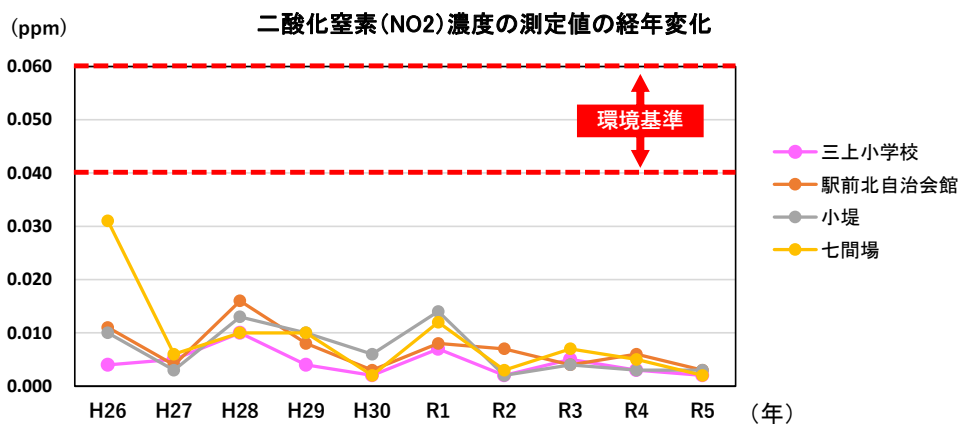
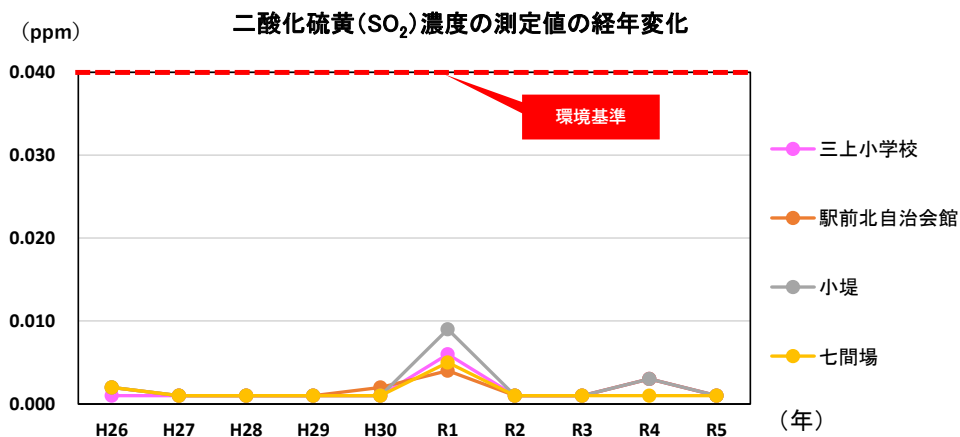
本市には御上神社、大笹原神社など古い歴史を持つ社寺仏閣が多く残されており、鎮守の森とともに歴史的な景観を形成しています。

中山道や朝鮮人街道においては、街道筋の面影をしのぼせる落ち着いた古いたたずまいが比較的多く残っています。

③大気

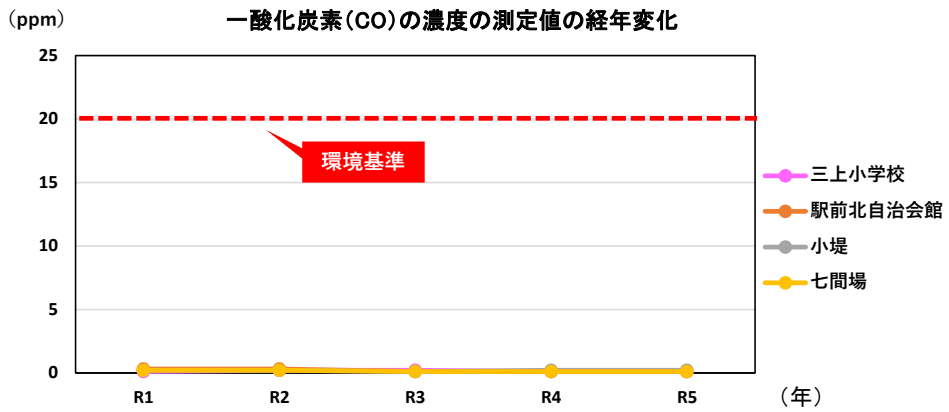
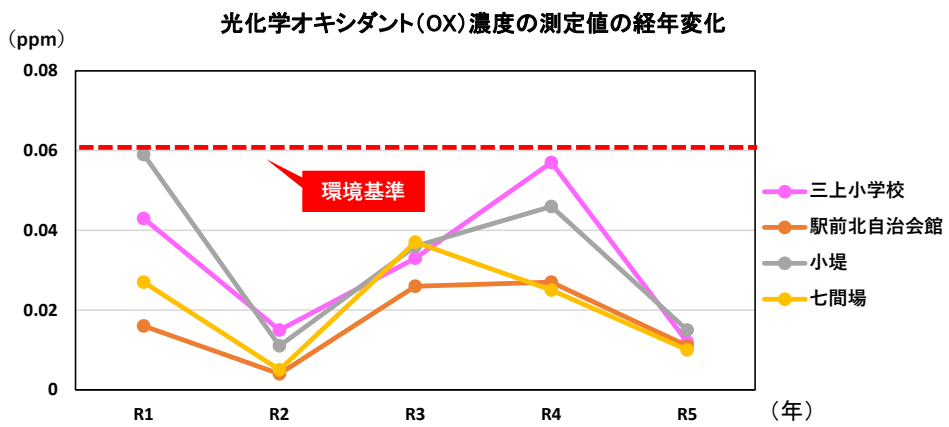
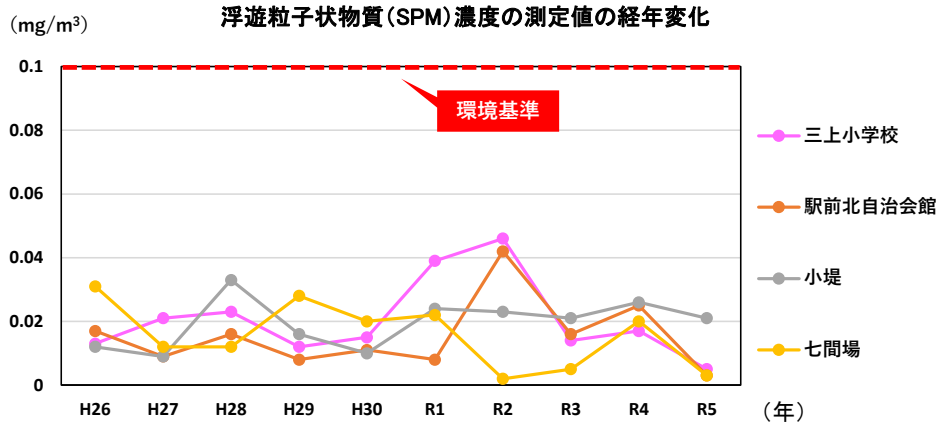
野洲市では、大気環境調査を行っており、大気汚染物質の環境基準が定められている項目について、4地点で調査を行っています。

大気汚染状況については、いずれの項目も環境基準を達成しています。



【大気汚染の状況(1/2)】

資料:野洲市



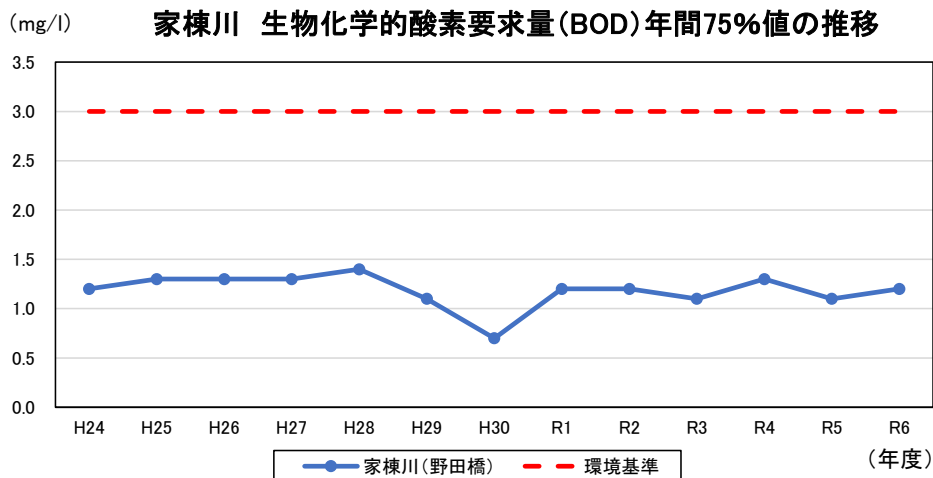
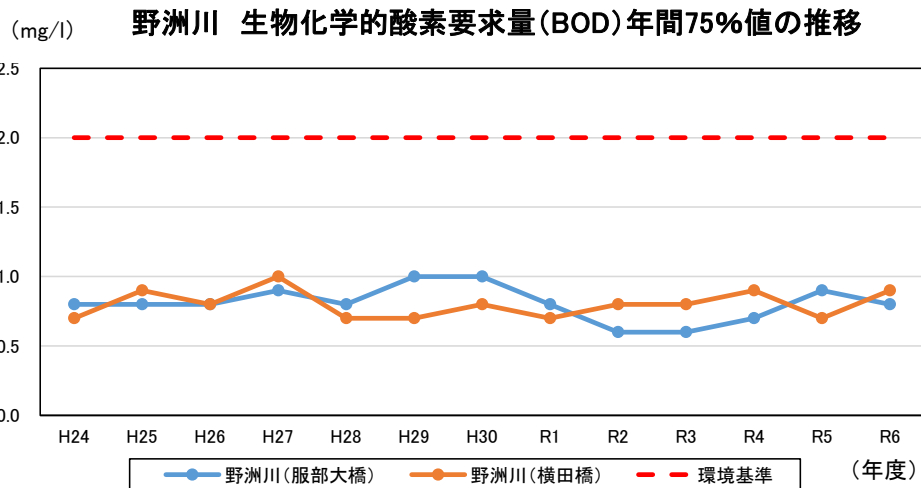
【大気汚染の状況(2/2)】

資料:野洲市

④河川等の水質

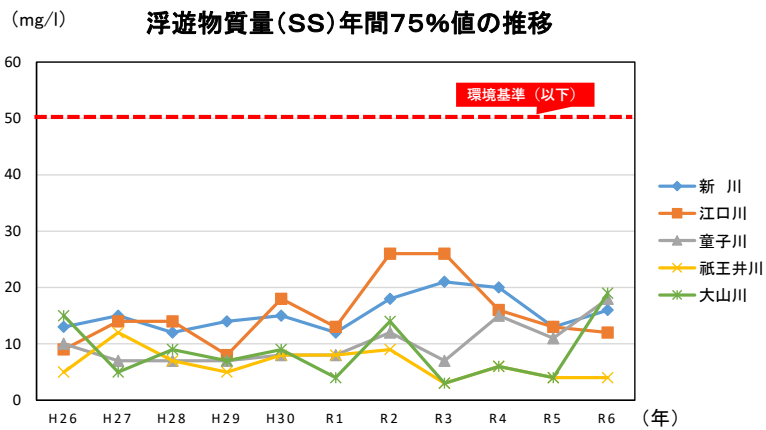
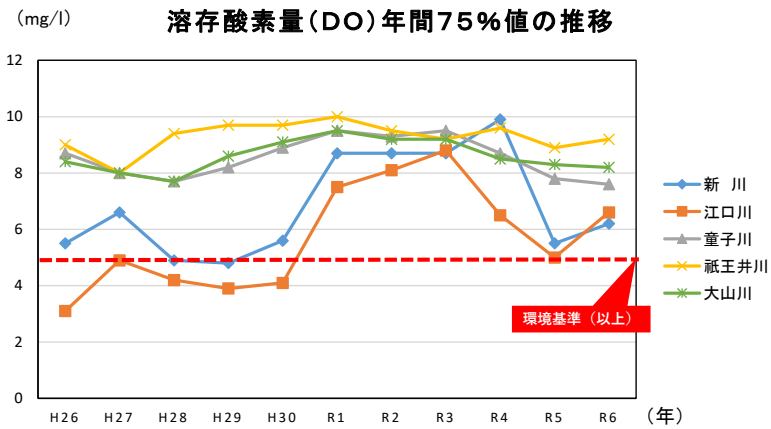
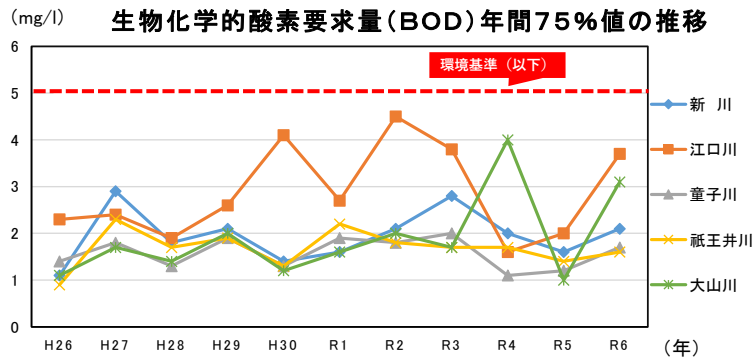
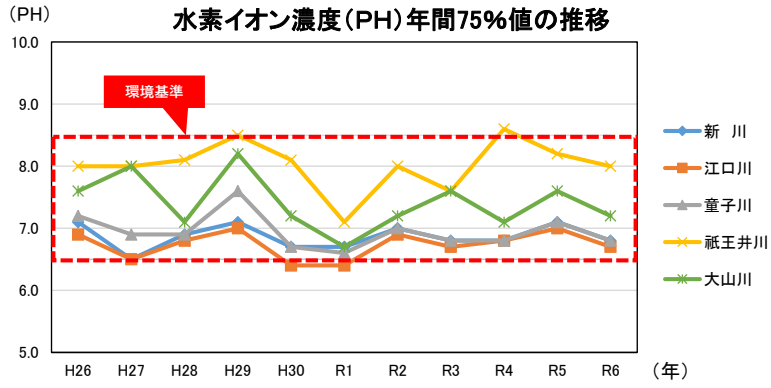
水質環境については、野洲川と家棟川、市内河川で水質調査を実施しています。河川の水質については、環境基準をおおむね達成しています。

特に江口川の溶存酸素量(DO)については、2014(平成26)年から2018(平成30)年にかけて環境基準値を下回る汚染度が高い状況でしたが、令和に入ってから環境基準値を満たしています。



【野洲川・家棟川の水質状況】

資料:滋賀県環境白書



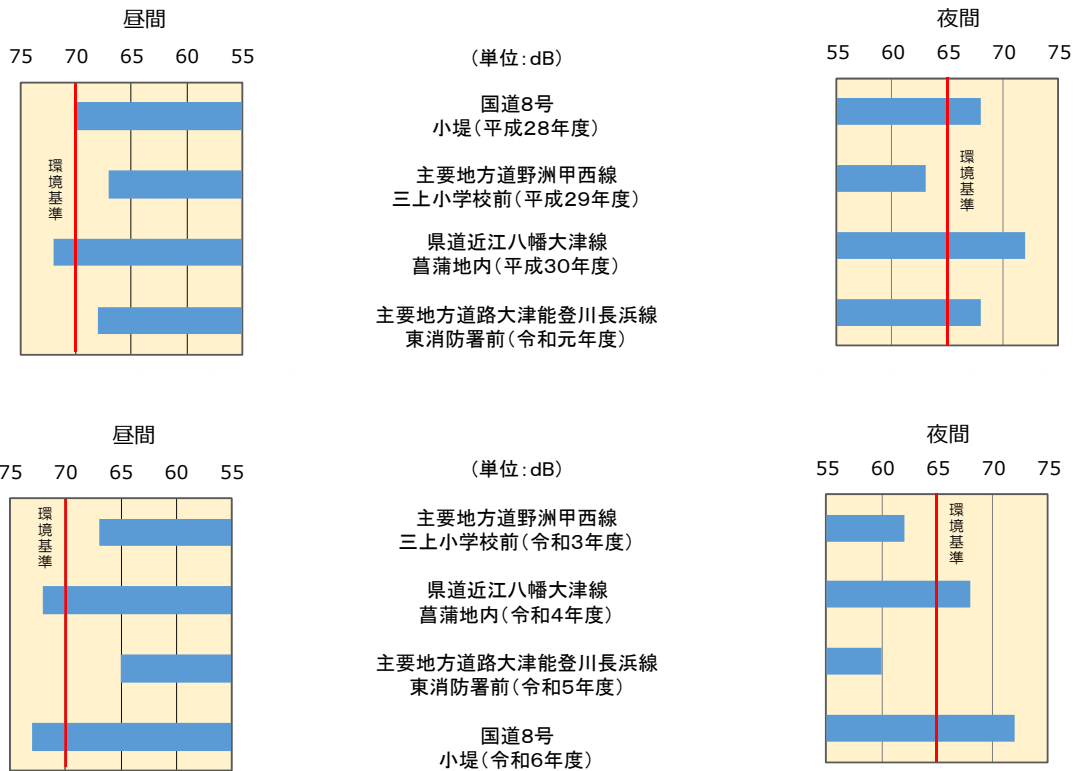
【市内河川の水質状況】

資料:野洲市

⑤騒音・振動

本市では市内の幹線道路における自動車交通による騒音の発生状況を把握するため、4路線(国道8号、県道2号大津能登川長浜線、県道27号野洲甲西線、県道559号近江八幡大津線(通称:湖岸道路))を対象に毎年1路線ずつ巡回して道路交通騒音の測定を実施しています。

2024(令和6)年度においては国道8号で調査を実施しており、昼間夜間いずれも環境基準値超過が見られます。



【市内の道路交通騒音の状況】

資料:野洲市

生活環境に関する課題

- 大気、水など環境項目の継続的な監視・結果の報告を推進する必要があります。
- リスクコミュニケーション(化学物質などの情報の共有)を進める必要があります。
- 美化活動・不法投棄対策を継続して推進する必要があります。
- 市民ニーズなどを踏まえ公園の整備・機能の見直しを検討する必要があります。

協働に関すること

①環境学習

本市では地域企業や団体などと連携して、子どもから大人まで楽しく学習できる座学や体験学習型など50種を超える多様なメニューで環境学習出前講座を実施しています。

【環境学習出前講座の内容例】

- ・ソーラークッカー(お湯沸かし体験)
- ・雲を作ってみよう
- ・ダンボールコンポスト講習会
- ・雑がみ分別出前講座
- ・P&G工場見学(注意:学校対象) など

資料:野洲市

このほか、県では「学校教育の指針」で、平成24年度滋賀の学校教育の重点に「環境教育の推進」を位置づけており、本市においても中主小学校琵琶湖環境学習や砂浜学習会、身近な琵琶湖や河川、森、林などの生物調査、学校生活における省エネルギーやリサイクルなど、「持続可能な社会の実現に向けて主体的に行動できる人づくり」を推進しています。

②環境保全活動

本市では、市内の貴重な湖岸環境や里山を保全するため、河辺林の保全活動や定期的な里山保全活動、生態調査などを実施しています。

環境美化活動としては毎年野洲市ごみゼロ大作戦を実施しており、2025(令和7)年度においては、市内の36の事業者様・団体481名が参加しています。

また、市内の一斉清掃運動も行っており、野洲市一斉清掃運動を実施した市内の自治会を対象に、車両の借上台数に応じて補助金を交付しています。

③情報発信

本市では幅広い世代に環境情報を見ていただく事を目的に、SNS(Instagram)等を活用した情報発信を実施しています。

協働に関する課題

- 環境保全活動を担う人材の確保・育成を強化する必要があります。
- 市民や団体、事業者との協働の場や機会づくりを進める必要があります。
- 国・県・近隣自治体との連携を強化する必要があります。(再掲)

第3章 計画の目標

1 計画の基本理念・環境像

本市の環境に関する総合的かつ長期的な施策の基本となる「野洲市環境基本条例」においては、環境の保全に関し、「良好な環境の維持と次世代への継承」、「大気・水・土壌その他の環境の自然的構成要素の良好な状態の保持」、「生物の多様性の確保」、「地球環境の保全」の4つを基本理念としています。

【基本理念(野洲市環境基本条例第3条)】

- 豊かな自然環境及び良好な環境の保全は、環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが人の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、人類の存続の基盤である良好な環境が将来にわたって維持されるように適切に行われなければならない。
- 豊かな自然環境及び良好な環境の保全は、自然環境が適正に維持され、人の健康が保護されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されるように適切に行われなければならない。
- 豊かな自然環境及び良好な環境の保全は、生物の多様性の確保が図られるとともに、多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されるように適切に行われなければならない。
- 豊かな自然環境及び良好な環境の保全は、地球環境の保全を考え、資源及びエネルギーの消費が抑制されるとともに、これらが循環的に利用が図られること等で環境への負荷の少ない社会が構築されるよう適切に行われなければならない。

本市では、里山から琵琶湖へと川や緑が回廊のように伸び、市民の暮らしに調和している野洲市らしさを感じられる環境を守り育ててきました。

引き続き、里山から琵琶湖へ続く野洲市の豊かな自然環境と良好な環境を継承していくことを目指し、環境像を以下の通り定めます。

案1

里山から琵琶湖へ、
みどりの回廊そして暮らしが調和するまち 野洲

案2

里山から琵琶湖へ、
みどりの道そして暮らしが調和するまち 野洲

2 基本目標

環境像の実現に向けて、以下に示す5つの基本目標に基づいて施策を展開します。

基本目標1 脱炭素社会の実現に向けたまちづくり

多様な課題の解決につながるカーボンニュートラルの実現を目指し、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入など行動変容を促進するとともに、気候変動への適応を図ります。

基本目標2 循環型社会の実現に向けたまちづくり

効率的・循環的に資源を有効利用する循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を推進し、循環型社会の構築を目指します。

基本目標3 里山から琵琶湖へつながる自然共生まちづくり

里山から琵琶湖の野洲ならではの豊かな自然環境や自然の恵みを保全・活用することで、自然再興（ネイチャーポジティブ）に貢献し、人と自然が共生するまちづくりを目指します。

基本目標4 安全で快適な生活環境づくり

市民（市民団体）・事業者・行政が、それぞれの立場で、環境へ大きな負荷をかけない生活や事業活動に心がけ、大気、水、悪臭など環境に対する負荷を少なくすることや不法投棄対策を推進するなど、安全で安心して暮らせる生活環境を守るまちとすることを目標とします。

基本目標5 協働によるまちづくり

本計画の基本目標の実現に向けて市民（市民団体）・事業者・行政が協働で取り組んでいくために、多様な主体との連携や環境教育・環境学習を推進し、環境意識の醸成を図ります。

第4章 施策の展開

第4章の内容は精査中であるため、変更になる可能性があります

1 施策体系

計画の目標の達成に向けた施策は次の通りです。

赤字：新規施策

基本目標	施策の方向性	施策	
脱炭素社会の実現に向けたまちづくり (区域施策編)	1 地球温暖化緩和策の推進	1-① 省エネ・高効率化の推進	
		1-② 再生可能エネルギーの導入推進	
		1-③ 環境に配慮したまちづくり	
		1-④ 脱炭素イノベーションの推進	
循環型社会の実現に向けたまちづくり	2 地球温暖化適応策の推進	2-① 熱中症対策の推進	
		2-② 防災・減災対策の推進	
		2-③ その他適応策の発信	
		3 資源循環の推進	
里山から琵琶湖へつながる自然共生まちづくり	3 資源循環の推進	3-① リデュースの推進	
		3-② リユースの推進	
		3-③ リサイクルの推進	
		3-④ ごみを出さないライフスタイル・ビジネスの推進	
琵琶湖へのごみの流出防止	4 琵琶湖へのごみの流出防止	4-① プラごみなど漂着ごみ対策の強化	
		5 生物多様性の保全	5-① ビワマスをはじめとする貴重な生物の保全
			5-② 外来生物対策
			5-③ 生態系ネットワークの保全
			5-④ 有害鳥獣対策
		6 自然環境の保全	6-① 里山の保全
			6-② 河川・琵琶湖の保全
6-③ 農地の保全			
7 地域資源の活用	7-① 自然とふれあう機会の創出		
	7-② 地産地消の推進		
安全で快適な生活環境づくり	8 公害や騒音等の防止	8-① 環境調査の実施と結果の発信	
		8-② 開発行為に対する規制	
		8-③ 新たな化学物質などへの対応	
	9 環境美化の推進	9-① 不法投棄対策	
		9-② 環境衛生対策	
		9-③ 環境美化活動の推進	
10 まちなかの緑化	10-① 公園整備・維持管理		
	10-② 緑化推進		
	10-③ まちなみ・景観の保全		
協働によるまちづくり	11 環境保全を担う人材の育成	11-① 環境教育・環境学習の推進	
		11-② 自発的な活動の誘導・促進	
		11-③ 環境情報の共有	
	12 協働の推進	12-① 各主体の連携強化	
12-② 国・県・近隣自治体との連携強化			

2 具体的な施策内容

基本目標1

脱炭素社会の実現に向けたまちづくり

区域施策編

(1) 施策

1 地球温暖化緩和策の推進

市において省エネルギー化や再生可能エネルギーの導入など率先した地球温暖化対策を実行するとともに、市民や事業者に対して脱炭素につながる暮らし方や事業活動の普及啓発を図ることでCO₂排出量の削減を推進します。

関連するSDGs



関連するMLGs



施策	具体的な取組	担当課
1-① 省エネ・高効率化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○公共施設や家庭・事業所における更なる省エネ化に向けて、節電の呼びかけを行います。 ○省エネ診断や家庭の省エネ相談会を通じて、家庭・事業所の省エネ化・高効率化を促進します。 ○省エネ・高効率化につながる取組や補助金などの情報提供を通じて省エネ機器の導入や省エネ住宅の普及を促進します。 ○ごみの焼却に伴う熱エネルギーの場内利用及び余熱利用施設への熱供給を行い、焼却熱の有効利用を行います。 	(整理中)
1-② 再生可能エネルギーの導入推進	<ul style="list-style-type: none"> ○補助制度やPPAモデルなどの周知により、太陽光発電設備や蓄電設備の普及を促進します。 ○地域と調和した再生可能エネルギーの導入拡大に向けて、相談窓口の設置や太陽光発電施設設置のガイドラインの作成に努めます。 ○二酸化炭素排出係数の低い電力(低炭素電力)の購入・利用について普及啓発を図ります。 	(整理中)
1-③ 環境に配慮したまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ○野洲市エコ・アクション・ポイントを活用し、市民の自発的な活動を促進します。また、野洲市エコ・アクション・ポイントがより使いやすいものとなるよう、ポイントの対象や交換商品の拡充を図ります。 ○脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動「デコ活」を普及し、実践を通じて環境にやさしい活動を推進します。 ○徒歩や自転車・公共交通機関の利用の普及啓発を行うとともに、快適な道路の整備により、自動車排出ガス等の環境負荷の低減をめざし、人と環境にやさしい交通社会を推進します。 ○次世代型自動車やエコドライブ普及啓発等を通じて自動車排 	(整理中)

	<p>ガスの抑制を推進します。</p> <p>○CO₂ 吸収源となる農業及び林業の振興を促進します。</p> <p>○CO₂ 固定コンクリートや琵琶湖湖底の確保を目指し、県と連携して可</p> <p>意見④、⑤、⑥、⑦、⑱、⑳、㉑、㉓</p> <p>○森林環境譲与税を活用して、適切な森林整備を実施します。また、木材利用促進のための普及啓発を行います。</p> <p>○地球温暖化対策実行計画(事務事業編)に基づき、省エネ化や再エネの導入など全庁的な取組を行います。</p>	
1-④ 脱炭素イノベーションの推進	<p>○水素エネルギーの利活用に向けて、水素活用に向けた先進事例や「しが水素拠点形成コンソーシアム」に参加する企業などの取組を発信します。</p> <p>○従来の太陽光発電設備では設置が困難な屋根や壁面などにおいては、次世代型太陽電池(ペロブスカイト太陽電池)の普及拡大を図ります。</p> <p>○脱炭素に向けた目標設定(SBT、RE100)や J-クレジットの活用などを呼びかけ、脱炭素経営の普及を図ります。</p> <p>○事業者への様々な情報提供や表彰などを通じて、脱炭素化に向けて新たなサービスや商品の開発など、次世代を見据えたチャレンジを行う企業の支援を行います。</p>	(整理中)

2 地球温暖化適応策の推進

地球温暖化対策には、原因となる CO₂ 排出量を削減する取組(緩和策)に加えて、猛暑や豪雨の激甚化といった気候変動による被害を回避・軽減させる取組(適応策)も求められています。

市においては、熱中症対策の普及推進やグリーンインフラを活用した防災・減災対策を推進するなど、気候変動による影響の回避・軽減を図ります。

関連する SDGs



関連する MLGs



施策	具体的な取組	担当課
2-① 熱中症対策の推進	<p>○熱中症特別警戒情報や指定遮熱避難施設(クーリングシェルター)などの周知により、熱中症予防行動の理解・実践を呼びかけます。</p> <p>○緑地の保全や緑化活動を推進し、ヒートアイランド現象の抑制や緑陰による体感温度の軽減を図ります。</p>	(整理中)
2-② 防災・減災対策の推進	<p>○災害リスクを考慮したまちづくりやグリーンインフラの活用、避難体制の強化などにより防災・減災を図ります。</p> <p>○国・県と連携し、災害時の防災拠点となる「野洲川 MIZBE ステーション」(河川防災ステーション)の整備を推進します。</p>	(整理中)

	○浸水想定区域の周知を徹底するとともに、河川改修や雨水幹線の整備、雨水調整池の設置等の治水対策を推進します。	
2-③ その他適応策の発信	○農産物において、適応品種の導入や作付け時期の調整などにより高温などの影響を軽減する取組を推進します。 ○蚊等の媒介生物を介した感染症のリスクについて情報収集・発信を行い、必要に応じて関係機関との連携を図ります。	(整理中)

(2)目標

①温室効果ガス排出削減目標

本市の温室効果ガス削減目標は、国の目標「2035(令和17)年度において、2013(平成25)年度比60%削減」と整合を図り、以下のとおり設定します。

また、長期的な目標として、国の目標「2050(令和32)年の温室効果ガス排出量を実質ゼロにすること(カーボンニュートラル)を目指す」と整合を図り、本市においても2050(令和32)年の温室効果ガス排出量を実質ゼロにすることを目指します。

2035(令和17)年度の温室効果ガス排出量を
基準年度 2013(平成25)年度比**60%**削減

②再生可能エネルギー導入目標

(国の削減目標、本市の再エネの導入傾向を踏まえ、本市における再生可能エネルギー導入目標を検討予定)

(検討中)

(2)指標

(検討中)

(3)市民・事業者の取組例

市民・団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・家電などを購入・買い替える時は、省エネ型や高効率型を選択する ・住宅を購入・建て替える時は、ZEH など省エネ住宅を検討する ・太陽光発電設備や蓄電設備の導入に努める ・日常生活においてデコ活に取り組む ・でかける時は、徒歩や自転車、公共交通機関の利用を検討する ・車を運転する時は、エコドライブを心掛ける ・避難場所や避難ルートの確認、防災グッズの準備など、日頃から防災意識を持つ
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネ診断を実施し、エネルギーの効率的な利用に努める ・設備などを購入・買い替える時は、省エネ型や高効率型を選択する ・建物を購入・建て替える時は、ZEB を検討する ・太陽光発電設備や蓄電設備の導入に努める ・二酸化炭素排出係数の低い電力(低炭素電力)の購入・利用を検討する ・デコ活につながる製品やサービス提供に努める

基本目標2 循環型社会の実現に向けたまちづくり

(1) 施策

3 資源循環の推進

廃棄物のさらなる排出削減により環境負荷を低減させるため、「野洲市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」に基づき、ごみ分別の徹底や 3R[リデュース(排出抑制)、リユース(再使用)、リサイクル(再生利用)]を推進するとともに、市民や事業者に対してごみを出さないライフスタイル・ビジネスの普及啓発を図ります。

関連するSDGs



関連するMLGs



施策	具体的な取組	担当課
3-① リデュースの 推進	○過剰包装の削減、マイバッグやマイボトルの利用によるプラスチックごみの削減など、ごみの減量や発生抑制につながる取組を推進します。	(整理中)
3-② リユースの推 進	○リサイクルショップやフリーマーケット、フリマアプリなどを活用した不要品の再使用を推進します。	(整理中)
3-③ リサイクルの 推進	○資源の有効利用を促進するため、資源ごみの分別回収や適切なごみ処理の徹底を図ります。 ○生ごみ処理容器の普及などにより、ごみの資源化を推進します。	(整理中)
3-④ ごみを出さな いライフスタ イル・ビジネ スの推進	○フードドライブを実施し、食品ロス削減を推進します。 ○県が実施している「三方よりフードエコ推奨店」について、市内の推奨店をホームページで紹介し、事業者の取組の後押しを行います。 ○グリーン購入を推進するため、市が率先して施策に取り組みます。また、家庭・事業所においてもグリーン購入を推進し、社会への浸透を図ります。 ○人や社会・環境に配慮した消費行動であるエシカル消費や「簡単に捨てない」「むやみに新しい物を買わない」を実現するサステナブルファッションなど、サーキュラーエコノミーへの移行につながる取組の啓発を推進します。	(整理中)

4 琵琶湖へのごみの流出防止

河川や琵琶湖の多様な生態系を守るため、日常生活や事業活動で発生するプラスチックごみ等による環境リスクを認識するとともに、ポイ捨てや不法投棄対策、清掃活動などに引き続き取り組みます。

関連するSDGs



関連するMLGs



施策	具体的な取組	担当課
4-① プラごみなど 漂着ごみ対 策の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○市内の漂着ごみに関する現状を把握するとともに、回収を行います。 ○肥料袋や肥料カプセルなど農業に係るプラごみの流出抑制に向けた啓発を行います。 	(整理中)

(2)指標

(検討中)

(3)市民・事業者の取組例

(検討中)

基本目標3

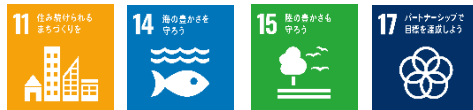
里山から琵琶湖へつながる自然共生まちづくり

(1) 施策

5 生物多様性の保全

市にもともと生息・生育する野生生物を保護するとともに、外来生物や有害鳥獣への対策を強化します。

関連するSDGs



関連するMLGs



施策	具体的な取組	担当課
5-① ビワマスをはじめとする貴重な生物の保全	<ul style="list-style-type: none"> ○ビワマスの生息状況を把握するとともに、家棟川及び支流において生息に適した環境づくり及び取組の周知を推進します。 ○多様な生きものが生息・生育できる水辺環境の整備を推進します。 ○希少な動植物の保護など生物多様性の保全に努めます。 ○市内事業者に対して、県が実施している「しが生物多様性取組認証制度」の情報提供を行い、事業活動における生物多様性への配慮の重要性について普及啓発に努めます。 	(整理中)
5-② 外来生物対策	<ul style="list-style-type: none"> ○本来の生態系を形成する在来生物の生活を維持するため、関係機関と連携し、特定外来生物対策を推進します。 ○侵略的外来種等の異常繁殖や生態系への悪影響を防止するため、生息状況を把握し外来生物の防除を行うとともに、普及啓発に努めます。 	(整理中)
5-③ 生態系ネットワークの保全	<ul style="list-style-type: none"> ○ゆりかご水田による生物の生息環境の整備を推進します。 ○生物多様性の基盤となっている山・川・琵琶湖の自然環境の保全により、生物多様性の維持・向上を図ります。 ○国や県、近隣自治体などと連携して、琵琶湖や河川につながる水路・池・沼・水田などの水域の連続性の維持・確保に努めます。 	(整理中)
5-④ 有害鳥獣対策	<ul style="list-style-type: none"> ○イノシシやサル、カラスなどの野生鳥獣による農業や林業への被害を防止するための対策に取り組みます。 	(整理中)

6 自然環境の保全

野生生物の貴重な生息・生育環境である里山や河川・琵琶湖、農地などを適正に保全するため、里山や林道の整備、環境に配慮した農業技術の普及に取り組みます。

関連するSDGs



関連するMLGs



施策	具体的な取組	担当課
6-① 里山の保全	<ul style="list-style-type: none"> ○循環機能の保全と向上のため、里山の水源涵養機能の向上をめざし、残された貴重な樹木等の保全と里山の整備を推進します。 ○三上山や兵主神社の鎮守の森、古墳など歴史的資源と一体となった緑は、野洲市を代表する貴重な緑であるとともに、里山風景の一部であることから、継続的な保全に取り組みます。 	(整理中)
6-② 河川・琵琶湖の保全	<ul style="list-style-type: none"> ○琵琶湖に流入する河川の水質浄化を図るため、生活排水等による汚濁負荷の削減や生態系に配慮した多自然の川づくりにより、河川の浄化機能を高め、水辺環境の保全に取り組みます。 ○琵琶湖岸の砂浜侵食防止対策を実施し、湖岸の環境保全に取り組みます。 ○琵琶湖の水質浄化作用を向上させるとともに、水生生物の生息環境を保全するため、湖岸等におけるヨシ群落の再生を推進します。 ○国・県と連携して整備を進めている、災害時の防災拠点「野洲川 MIZBE ステーション」(河川防災ステーション)においては、周辺に生息・生育する生きものとの共生を図るとともに、水辺での憩いや環境学習、水面利用など親水空間としての利用に配慮した整備を推進します。 	(整理中)
6-③ 農地の保全	<ul style="list-style-type: none"> ○「野洲市農業振興計画」に基づき、環境に配慮した農業技術の普及と地域資源を有効利用し化学肥料や農薬を使用しない、または低減した環境保全型農業を推進します。 ○ドローンや ICT を活用して超省力・高品質生産を実現するスマート農業の普及を進めます。 ○関係機関等と連携し、貸し手と借り手のマッチングを進めるなど、遊休農地の発生防止と解消に努めます。 ○都市農地については、まちなかにおける緑や地域住民の身近なオープンスペースとして重要な役割を担っていることを踏まえて、観光農園や貸農園としての活用を促進します。 	(整理中)

7 地域資源の活用

里山や河川・琵琶湖など豊かな地域資源を活用した体験型の環境教育・学習などを推進し、環境意識の醸成を図ります。

関連するSDGs



関連するMLGs



施策	具体的な取組	担当課
7-① 自然とふれあ う機会の創 出	<ul style="list-style-type: none"> ○観察会や農業体験、里山や河川・琵琶湖の保全活動など体験型の環境教育・学習の機会を充実させます。 ○ピワイチやエコツーリズムなど観光の振興をはじめとする他分野との連携により、環境配慮行動につながる取組の多様化・充実を図ります。 	(整理中)
7-② 地産地消の 推進	<ul style="list-style-type: none"> ○食育や地産地消の取組を通じて、環境こだわり農産物等の環境配慮商品に対する消費者の理解を促すとともに、継続的な利用・購入につなげます。 ○学校給食において積極的に地場産物を使用します。 ○公共施設や市が主催するイベントなどにおいては地元食材の積極的利用に努めます。 	(整理中)

(2)指標

(検討中)

(3)市民・事業者の取組例

(検討中)

基本目標4 安全で快適な生活環境づくり

(1) 施策

8 公害や騒音等の防止

化学物質汚染等による公害から豊かな自然と市民の健康・生活を守るとともに、暮らしやすい住環境の保全に取り組みます。

関連する SDGs



関連する MLGs



施策	具体的な取組	担当課
8-① 環境調査の実施と結果の発信	<ul style="list-style-type: none"> ○大気環境の監視を継続するとともに、事業所等からの大気汚染物質・アスベスト・悪臭の排出規制と対策の指導強化を図ります。 ○河川、工業排水、地下水などにおいて、定期的な水質検査を実施し、改善策に活用します。 ○市が実施する環境調査結果について、インターネット等により公開します。 ○PM2.5(微小粒子状物質)や光化学スモッグなど大気汚染物質等について、情報を収集・発信します。 	(整理中)
8-② 開発行為に対する規制	<ul style="list-style-type: none"> ○事業所排水について規制及び指導するとともに、公共下水道整備・合併処理浄化槽の普及を図ります。 ○事業所等におけるダイオキシン類※対策、化学物質の適正管理について指導します。 ○住環境の騒音を監視するとともに、自動車などからの騒音・振動も監視します。 ○事業所及び建設工事による騒音・振動の規制・指導を行います。 ○土壌に関する届出制度の運用について指導します。 	(整理中)
8-③ 新たな化学物質などへの対応	<ul style="list-style-type: none"> ○有機フッ素化合物(PFOS 及び PFOA)など新たな化学物質について、危険性の周知を行います。 ○事業者に対して環境リスクに対する自主管理体制の構築や、環境事故防止の取組など、環境リスク低減を呼びかけます。 ○環境リスクに関する正確な情報をわかりやすく伝えるとともにリスクコミュニケーションを推進します。 	(整理中)

※ダイオキシンは非常に強力な毒性を持つ物質で、環境ホルモンの1つ。一般に、ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン(PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)、コプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナーPCB)をまとめてダイオキシン類と呼んでいる。日本では、ごみの焼却炉からの排出が8～9割を占めると言われている。

9 環境美化の推進

清潔で美しいまちづくりのために、不法投棄等の対策を推進します。

関連するSDGs



関連するMLGs



施策	具体的な取組	担当課
9-① 不法投棄対策	<ul style="list-style-type: none"> ○清潔で美しいまちを守るため、監視パトロールを実施するなど、不法投棄対策を推進します。 ○悪質な不法投棄やプラスチックごみが散在することによる環境問題について、ホームページで公開し啓発します。 	(整理中)
9-② 環境衛生対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ペットの適正な飼養の啓発、空家・空地の適正管理の指導を行い、環境衛生対策を推進します。 	(整理中)
9-③ 環境美化活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○自治会や市民団体の自主的な美化活動や、ごみゼロ大作戦・県下一斉清掃などの美化活動に取り組みます。 ○市民や事業所によるボランティア清掃活動を支援し、まちの美観の維持・向上に取り組みます。 	(整理中)

10 まちなかの緑化

身近な憩いの場として、まちなかの緑やまちなみ・景観の保全を図ります。

関連するSDGs



関連するMLGs



施策	具体的な取組	担当課
10-① 公園整備・維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ○河川緑地、農村公園、児童遊園などの緑地を保全するとともに、植樹や花壇の整備などにより新たな緑地の創出に努めます。 ○身近な公園や花壇などの清掃・緑化活動を推進し、地域住民や市民団体の参加を促進します。 	(整理中)

	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもをはじめとする誰もが安心・安全で快適に過ごせる公園整備に取り組みます。 ○公園は、都市部において貴重な自然環境を有しており、雨水貯留浸透機能を持つグリーンインフラとして整備・保全を図ります。 ○国・県と連携して整備を進めている、災害時の防災拠点「野洲川 MIZBE ステーション」(河川防災ステーション)においては、周辺に生息・生育する生きものとの共生を図るとともに、水辺での憩いや環境学習、水面利用など親水空間としての利用に配慮した整備を推進します。(再掲) 	
10-② 緑化推進	<ul style="list-style-type: none"> ○市役所、図書館など公共施設は、都市緑化のモデルとなるよう率先的な緑化に努めます。 ○住宅地や市街地においては、野洲市景観計画や地区計画、建築協定、緑地協定、滋賀県の近隣景観形成協定制度などを活用した緑化を促進します。 ○新たな工場や事業所の整備に際しては、「野洲市生活環境を守り育てる条例」「野洲市工場立地法準則条例」に基づく適正な指導を行い、敷地の緑化等を促進します。 	(整理中)
10-③ まちなみ・景観の保全	<ul style="list-style-type: none"> ○街路樹や花壇などの手入れや花づくりなどに地域住民や市民団体の参加を促進するとともに、市民による自主的な景観保全活動を支援します。 ○良好な景観の形成と自然豊かな景観の保全に向けて、「野洲市屋外広告物条例」に基づき、屋外広告物の適正な管理・指導を行います。 	(整理中)

(2)指標

(検討中)

(3)市民・事業者の取組例

(検討中)

基本目標5 協働によるまちづくり

(1) 施策

11 環境保全を担う人材の育成

地域や学校、職場等において、環境保全活動や環境学習の充実を図るとともに、エコツアーや里山保全活動、自然観察会など、誰もが自然とふれ合いながら学習できる機会の創出に努めます。

また、市民や地域が自主的に環境保全活動や緑化活動などに取り組めるよう、専門家等によるアドバイスや技術講習会を開催するなど環境保全を担う人材の育成を図ります。

関連するSDGs



関連するMLGs



施策	具体的な取組	担当課
11-① 環境教育・環境学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもから大人まで生涯にわたって身近な環境から地球環境について学び、環境保全に関する意欲を向上し、技能・知識を習得できる機会を増やします。 ○自然体験等を通じて、自然や命を大切にする感性を育むことをめざします。 ○小中学校で環境に対する関心や知識を深めることを目的に教科学習や校外活動を推進します。 ○地域で環境学習に関わる市民、事業者、市民団体と連携して環境学習の充実を図ります。 ○家庭や学校、地域、職場などでの環境学習の支援と充実を図るため、人材の育成と活用、教材・プログラム及び環境情報の発信を行います。 ○野洲市エコ・アクション・ポイントを活用し、市民の自発的な活動を促進します。また、野洲市エコ・アクション・ポイントがより使いやすいものとなるよう、ポイントの対象や交換商品の拡充を図ります。(再掲) 	(整理中)
11-② 自発的な活動の誘導・促進	<ul style="list-style-type: none"> ○事業者の環境保全に対する意欲高揚を図り、企業の社会的責任(CSR)を紹介し、継続的な環境保全・環境配慮行動を促します。 ○SDGs や MLGs の理念に賛同し、地域課題の解決や持続可能な社会づくりに共に取り組む企業・団体等を「SDGs パートナー」として募集し、連携した取組を進めます。 	(整理中)
11-③ 環境情報の	<ul style="list-style-type: none"> ○出前講座やイベント、環境関連施設の活用等により、様々な環境に関する情報を提供し、啓発を図ります。 	(整理中)

共有	<p>○ホームページや広報やす、データベース、SNS を活用し、誰にでも分かりやすい環境に関する情報の積極的な提供に努めます。</p> <p>○庁内における計画内容や役割の周知および共有を徹底します。</p> <p>○異なる分野における環境活動を連携して進めていくため、情報の共有や相互の協体制づくりを支援します。</p>
----	---

12 協働の推進

環境保全活動や環境学習に取り組む市民・事業者・市民団体との連携を深め、協働による推進を図ります。

関連するSDGs



関連するMLGs



施策	具体的な取組	担当課
12-① 各主体の連携強化	<p>○環境に関わる各施策の推進にあたっては、広く市民・事業者・市民団体並びに大学、高専、高校の参加を呼びかけ、協働による推進を図ります。</p> <p>○市民活動団体データベースを活用し、環境保全活動などに取り組む団体等とのマッチング支援を行うなど、環境に関わる活動の広がりを支援します。</p>	(整理中)
12-② 国・県・近隣自治体との連携強化	<p>○地球温暖化、大気汚染、水質汚濁、廃棄物、交通問題など広域的な取組が必要な課題については、国や県、関係自治体との連携・協力を強化します。</p>	(整理中)

(2)指標

(検討中)

(3)市民・事業者の取組例

(検討中)

第5章 重点プロジェクト

現在作成中

1 重点プロジェクトの概要

本計画では、第4章で示した施策を効果的に進めるため、「重点プロジェクト」を設定しています。

重点プロジェクトとは、本計画の環境像の実現に向けて、市民・市民団体・事業者・行政が協働して、特に重点的・横断的に取り組むべき重要なテーマをまとめたものです。

2 重点プロジェクト

基本目標1 脱炭素社会に向けたまちづくり
地球温暖化対策推進分野

基本目標2 循環型社会の実現に向けたまちづくり
資源とごみ、まち分野

基本目標3 里山から琵琶湖へつながる自然共生まちづくり
自然と農業を守る分野

基本目標4 安全で快適な生活環境づくり
健康な暮らしを守る分野

基本目標5 協働によるまちづくり
活動支援分野

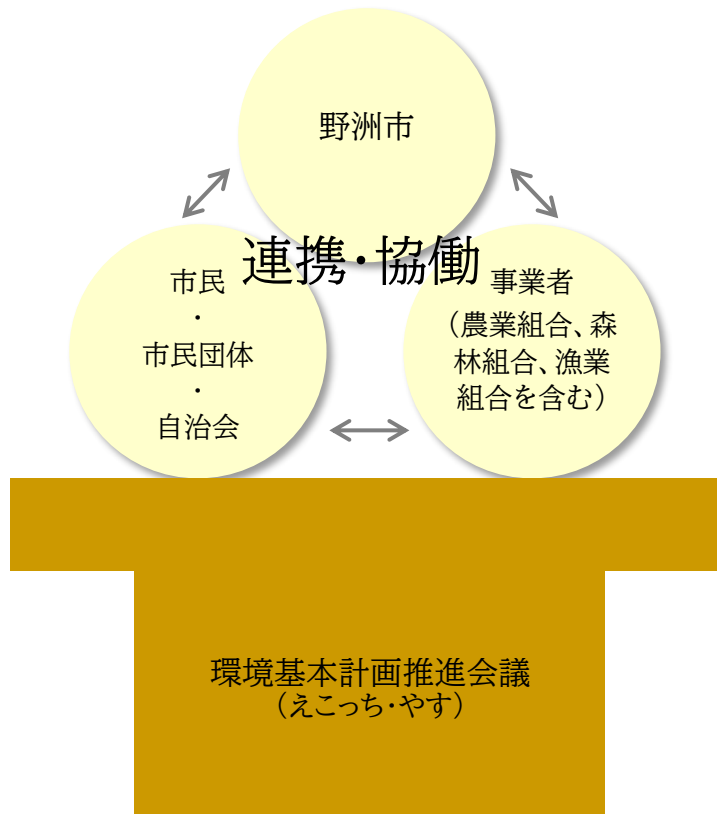
第6章 計画の推進と進捗管理

第6章の内容は精査中であるため、変更になる可能性があります

1 推進体制

前計画では「えこっち・やす」を中心とした推進体制としていましたが、本計画では、協働・連携体制の構築や、人口減少・少子高齢化に伴う環境保全を担う人材の確保に対応するため、市民、市民団体、事業者、市のすべてが主体となり、協働で施策を実践していく体制とします。

各主体の連携・協働



【計画の推進体制】

○市(事務局)

市は、各主体の連携・協働を促進するため、市民、市民団体、事業者に積極的な働きかけを行うとともに、活動の場や意見を収集する機会を設けるなど、率先してマネジメントを行います。

また、目標達成のために各部署が環境に配慮し、情報交換や連携をしながら施策を推進します。

○環境基本計画推進会議(えこっち・やす)

えこっち・やすは、市、市民(市民団体、自治会)、事業者がパートナーシップを形成し、本計画の環境像を実現していくための組織として、2007(平成19)年4月に設立されました。環境像の実現に向けて、市や市民、市民団体、事業者などと協働して環境保全活動を行い

ます。

○市民、市民団体、自治会、事業者等

野洲市の環境を守り育てる中心的存在であり、環境像の実現に向けて、1人ひとりが自分の役割を認識し、環境を意識した行動に変容していくことが求められます。

2 進捗管理

本計画に示した施策やプロジェクトを確実に実行していくため、事業活動などを継続的に改善しながら進めるための基本的な考え方である「PDCA サイクル」=【計画(Plan)→実施(Do)→点検・評価(Check)→見直し・改善(Act)】のもとで、年度ごとに進捗状況を環境審議会に報告し、評価を受けながら進捗を管理します。

進捗状況は、分野ごとに定めた指標に基づき評価していくこととします。

【PDCA サイクルによる進捗管理】